監獄協會雜誌

第貳拾七卷
第六號

明治三十(年五月創刊每月一回二十回發行　(六月二十回發行)

監獄協會雜誌第二十七卷第六號目次

○論　說……（一頁）
○恩赦出獄人の保護に就て……金澤　石崎貨樂生
○結社的若くは集合的犯罪の傾向に對する刑事政策論（承第二十七卷第五號）……佛國法學博士　原　夫次郎
○講　演……（一六頁）
○監獄と教育（承第二十七卷第五號）……法學博士　鵜澤總明
○資　料……（二六頁）
○大赦特赦及刑の執行猶豫に關する榮酒法案……醫學博士　片山國嘉
○修　養……（三二頁）
信義（司獄官德性其五）……尾原靜衆
○統　計……（四四頁）
○雜　纂……（五一頁）
○統計上に現はれたる指紋の特徴と犯罪性……司法省指紋部　根本顯太郎
○又新日乘……河野東籬
○家族懇話會……
○寄　書……（六四頁）
○不良少年に對する刑事政策（承第二十七卷第五號）……澤田順次郎
○監獄衛生叢談（其五）……金澤　石崎貨樂生
○獨　語……碌堂……（七七頁）
○保　護……（八〇頁）
○愛媛縣保護協會第二回評議員會概況……
○宮城縣出獄人保護會の總會……
○齊修會保護成績……
○通　信……（八八頁）
○小田原分監の現況……
○三池通信……
○彙　報……（九二頁）
○浦和監獄の職員圖書館○受刑者同囚を斬つて自殺す○口論の末同囚を毆打す○製品を盜取せしとて同囚を傷害す○衣服を濡らせしを怒り傷害○刑事被告人の逃走○受刑者外圍を踰越逃走す○刑事被告人の縊死○受刑者の縊死○札幌監獄官舍の火災○廣島監獄の友愛樂部發會式○上田臺南監獄典獄の退官○免囚保護事業講習會○典獄會議○司法省監獄公文……
○叙任……（九六頁）
○會　報……（九七頁）
○茶話會○地方部長の囑託及解除○加盟保護會名簿の正誤及追加○加盟保護會々長更迭……

監獄協會雜誌第貳拾七卷第六號

論　說

恩赦出獄人の保護に就て

今回　皇太后陛下崩御の爲め恩赦の御沙汰は再び在監四人の上に降れり聖恩宏大實に恐懼に堪へざるなり恩典に浴せる受刑者たるもの其出獄の曉は深く　聖恩の渥きに感激し誓つて改善の實を擧ぐるの心懸あるべきは勿論なれども一般臣民たるもの又　聖旨の存する所を體し奉り協力相助け以て其後を善せしむるに努めんこと臣民の義務たるべし殊に免囚保護に從事するものは須らく奮勵努力恩赦出獄人の保護善導に勉め彼等をして國家の良民に復歸せしめざれば息まさるの大決心莫くんばあるべからず曩に大正元年恩赦の御沙汰煥發せらるゝや各地方競ふて保護會の創設を爲すものあり之れが爲め從前全國八十有餘に過ぎ

ざりし保護會の數は俄然激增して三百有餘を算するに至りたり是れ皆恩赦出獄人をして再び累犯に陷らざらしめんとする國民至誠の發顯と謂ふべし

然るに飜て當時に於ける恩赦出獄人の保護成績に就て之を閱するに其結果往々豫期と反するものあるは吾人の深く遺憾とする所なり今其筋の調査に係る大正元年十一月より大正二年五月に至る恩赦出獄者累犯の原因調を茲に揭ぐれば

一	刑餘一般の排斥を受け糊口の途を得ず貧困に陷りたる爲め	一二
二	家族其他の繫累多く貧困に陷りたる爲め	三
三	急迫なる困難に際會したる爲め	二三
四	家族内に於ける不和の爲め	一〇
五	他人に誘惑せられたる爲め	一九
六	怨恨の情を霽さん爲め	一
七	飲酒の結果一時辨別心を失ひたる爲め	四
八	怠惰放逸にして貧困に陷りたる爲め	八一
九	一時の慾心を滿さんが爲め	五一
十	一時酒色の慾に駈られたる爲め	四〇
十一	虛榮心の熾んなる爲め	二
十二	常習的犯罪性を有する爲め	一三二
	合計	三七八

右の調査中(十二)常習的犯罪性を有する爲め累犯の原因を爲したるものは之を除外するも(一)乃至(十一)に該當するものに就ては尙充分の保護を與ふる餘地ありしにあらざるか就中(一)乃至(五)と(七)(十)に該當するものに對しては歷々として保護の不充分なりしを證明せるものにあらずや吾人斯業に從事するものにして一層の努力を以て懇切周到の保護を與へたらんには此累犯中の幾部分は之を減じ得たるなるべし吾人は此調査を閱して上皇室に對し奉り恐懼に堪へざると與に下自己の本分に顧み慚愧に堪へざるなり

由來免因の保護は個別主義に據らざるべからず、個別主義とは何ぞや人々個々に就き其必要を察し之に適切なる保護の方法を授くるに在り、則ち保護會たるものは豫め被保護人の性質境遇竝に犯罪の動機原因を詳査し以て如何にせば彼被保

護人をして犯罪に遠ざかり社會的生活を爲さしめ得べきかを考量し且之に被保護人の希望をも參酌して適當なる善後策を講じ彼等をして保身齊家の途を會得せしめ世路の難に處し律法の軌道を逸せしめざらんことを要す之を譬へば猶醫師の患者に於けるが如し醫師の患者に臨むや先づ其容體を聞き疾病の原因を求め其病症の性質輕重を知り而して後療法を行ふべし曾に病症に從つて其療法を異にするのみならず患者の性格體質年齡に因りて取捨斟酌する所あるにあらずや免囚保護の事之と甚だ相似たるものあり彼の釋放當時の出迎歸住後一時の訓戒旅費の貸與又は近親者への引渡等一時的の斡旋を與へて以て保護の能事了れりと思惟するものゝ如きは未だ斯業の精神に觸れたるものにあらざるなり吾人玆に更に其筋の調査に係る恩赦出獄人釋放時より累犯に對する判決迄の期間調(自大正元年十一月至大正二年五月)を閲するに

號		
一月以內	四八	八七
二月以內	七七	五九
三月以內	七六	二九
四月以內		二
五月以內		
六月以內		
七月以內		
合計		三七八

論說

此調査に因れば一箇月以內に於て四十八名の累犯を出したるを始とし月を逐ふて順次增加の勢を示し五月以內に及んで漸く減少して五十九名を出し六月以內に於て更に大に減少して二十九名に至りたるが如きは概して出獄後五六月以內は彼等が最も再犯に陷り易き危險の時機たるを知るに足らん

惟ふに一時的保護の如きも必要なきにあらずと雖ども苟も指を斯業に染めたるものは職業紹介等生活上の問題を始め親族隣保の調和其他社交上の事項に就き斡旋の勞を取り進んでは素行上の監督をも爲して善導を爲すにあらざれば眞正に保護の目的を達することと恐らくは不可能たるに終らん就中最も累犯の危險ある出監後六月以內に在りて殊に其必要を感せずんばあらず

先回の恩獄出獄人の成績に就ては遺憾の感なき能はざること前述の如くなれども當時我保護會の多數は創立匆々に係るもの多く且恩赦令施行の當初は一時に多數の恩典出獄人ありて保護會たるもの一々精細なる調査を爲し周到の保護を加ふるに暇あらざる塲合多かりしなるべし然るに今や各保護會は内部の整理漸く其緒に就き又舊時の保護會にあらず之に加ふるに今回の恩典は先回とは大に其趣を異にし或特種の罪質及先回の恩典に浴し出監後累犯に陷りたるものを除くの外は一般に其殘刑期の幾分を輕減せられたるものにして恩典に浴したる人員は五萬以上を算するに拘らず其多は今後數年に亘りて漸次釋放せらるゝものなれば保護事業に從事するものに取りては大なる便宜あるを疑はず從つて之れが保護成績の如き必ずや先回に比し優るもの有るべしと雖ども過去の事績に鑑みる所あり將來に向つて警告すること斯の如し

第二十六號

結社的若くは集合的犯罪の傾向に對する刑事政策論

(承第二十七卷第五號)

佛國法學博士 檢事 原 夫次郎

群衆心理(La psychologie des foules)は從來多くの學者、就中「ピュグリーズ」氏(M. Pugliese)「シゼル」氏(M. Sighele)「タルド」氏(M. Tarde)「オットランヂイ」氏(M. Ottolenghi)「ポール、ポッチエ」氏(M. Paul pottier)「ゼルゼルシマ」氏(M. Jelgersma)等に依りて熱心に研鑽せられし所にして其唱導する所に據れば所謂群衆は老若男女を問はず互に相期せずして烏合したるものなれば其烏合者各自の社會上の地位階級を異にするは勿論其智育若くは德育の點に於ても亦各自の間に素養の異なるものあるを觀る故に一言以て之を蔽へば群衆は特に異質多數者の凝結體なりと言ふを得可し從つて夫の同一確信と共通の目的の下に豫先的協議を經て集合したる同質罪惡者の結社的若くは集合的團體とは自ら其趣を異にせずんばあらず即ち群衆は烏合の衆なれば其事

を擧ぐるや悠忽として各自相騷擾し相煽動し互に勢を得て相賴り相助け敢て群衆一貫共通の確定犯意なるものなきが故に群衆の一擧一動は悉く直ちに其集合員各自本來の罪惡的特質若くは氣衆の發表行爲なりと言ふを得ざると同時に群衆の一擧一動を以て直ちに其各自の罪惡的特質を想見するを得ざるは固より其所なりとす蓋し群衆事を擧ぐるの際は其周圍悉く既に激怒興奮し其渦中に投したる群衆は不識の間に自ら其圍繞氣に激勵感應して自ら意馬心猿に鞭ち怒濤狂亂に揖し或は其左右と倶に或は自ら孤立的に各種の狂態を演し敢て忌憚する所なきに至るは素より其固有の性情に因るにあらずして如此怒濤狂亂の渦中に投したるより所謂動搖心理(La fermentation psychologique)の結果一時其本然の理性を藏はれ同附和衆と倶に敢て激情的强暴を逞ふするに過きさればなりと故に如此一旦事を擧げたる群衆若くは其群衆の各員に對する刑事責任を論するに當りては其群衆中特に共犯關係ある者若くは結社的犯罪關係ある者を同一刑事責任者として律するの外其餘の群衆罪惡者を同一羈絆の下に律することを得ざる可し何となれば群衆の犯罪と結社的徒黨的の犯罪との間には重大なる差異

あるものにして即ち群衆の激怒興奮に因りて過度に其心氣を牽制せられて悠忽として犯したる罪惡は其之を敢行する前に豫め之れを測知す可からずと雖も夫の徒黨的若くは結社的罪惡者の豫謀ある犯罪は其之を敢行する前に豫め之れを測知するを得可ければなり若し夫れ其敢行せられたる罪惡が多數集合者に依りて最初より協力企圖せられたるものなりせは是れ所謂徒黨の卓絶したる犯罪(Des délits éminemmentsectaires)なるも之れに反して若し其敢行したる罪惡が何等豫謀協定なくして群衆の悠忽なる激怒若くは偶然の刺激發作に因り唯單に勢に乘じて爲したるに止まるものなりせは是れ所謂眞の群衆犯罪(Des délits dus exclusivement a la foule)なり若し又其何れにも屬せずして其敢行したる犯罪が犯罪者間に豫め茫乎として企圖せられし所のものなりしも果して其結果を生せしむ可きや否やを確的に期待せずして愈々其事に當りて其不確定犯意を遂行し終に其豫定以上の結果を來さしめたる場合の如きは是れ其犯人の心理上前記徒黨の犯罪と群衆の犯罪との中間を走るものと言はざる可からず

因是觀之群衆に依りて犯されたる犯罪は其各主働者か不識の間に激情興奮に誘

惑せられて腦の中樞主宰力を失却し爲めに不意の強暴を逞ふせし點より觀察して宛も夫の偶發犯罪(Des crimes d'occasion)の如く看做され得可きを以て其犯行は固より免責され得可き性質のものにあらざるも少くも理論上に於ては一般に其刑事責任を減輕す可き値なしと云ふを得すと

然りと雖も群衆の犯罪は概して多岐に渉るのみならず其犯行者も亦幾多の種類あるを免れざるを以て予輩は今之れが刑事責任を論究するに當りてや須らく先つ前揭諸學者の說く所を參照し左の分別に則り之れが輕重を考覈測度せんとす

(一)　指揮者と附和隨行者とを區別すること(即ち群衆主働者と群衆受働者の區別)

此區別は宛も夫の正犯と從犯とを區別して其科刑に差異を設けんとするが如く群衆犯罪者中の附和隨行者に對しては其犯したる犯罪の刑を減輕したるものを科し指揮者に對しては其犯したる犯罪の全刑を科せざる可からず就中若し其指揮者にして眞の指揮者たる首魁者若くは首謀者ならんか即ち豫め相企圖したる罪惡の徒黨者ならんか其犯罪の全刑に更に若干の刑を加重したる刑

律せざる可からず

(二)　群衆犯罪者各自の特質を類別すること

此特質の類別は或は生來若くは慣習の犯人に屬するもの或は累犯に屬するもの或は狂者若くは神經病者に屬するもの或は又平素此等の惡傾向毫も伏在する者にあらずして偶々群衆中に伍したるか爲め眞に所謂動搖心理の波動を受けて感應激情して終に不識の間に狂態を演じたる部類に屬するもの等を群衆中に類別し之れを右(一)の類別の外に考量して其刑事責任の輕重を斟酌せざる可からず

(三)　群衆犯罪を遂行するに至りたる原由を考覈すること

即ち群衆か犯罪を遂行するに至りたるは元來其群衆と爲りたる罪惡者が豫め十分に謀議し或る狂亂を演して以て其機會に乘して犯罪を遂行せんが爲めに企圖したる所謂罪惡者本來の集合的犯罪なりしか或は單に或物を取還せんが爲め若くは或る事物の到來を防禦せんが爲め特に集合したる多數者が事に觸れ物に感じ突如として犯罪を遂行するに至りたる所謂偶發の群衆犯罪なりし

かを區別して以て其刑事責任をして前者に重く後者に輕からしめざる可からず

(四) 群衆犯罪の主謀者若くは群衆犯罪を感得向應して直ちに其事を俱にしたる眞の惡罪傾向者と其犯罪を感得向應して直ちに事を俱にしたるは其罪惡者の性情に於て幾部不良の點あるが爲めなりし罪惡者(伊太利刑法第四十七條參照)とを區別すること

此區別に依りて前者には其犯罪の全刑を科し後者には其犯罪の刑を減輕したるものを科す可し

(五) 群衆犯罪に付ては其犯罪の證憑を蒐集することに極めて困難なること且つ特に此犯罪に就き證人の證言か信憑力薄きことを參考するを要すること群衆犯罪は此點に於て常に之れが裁判に最も難澁を感ずる所にして時としては其裁判を確實なる證據の基本に置くこと能はずして僅に諸般の徵憑に依據するの外なきが如き場合あるが爲め往々誤判を免れざることあれはなり

如此論し來れば國家の刑事法規は一面に於て既發の群衆犯罪に對し前述の準繩に基き之が刑律を規定すると同時に他面に於て未發の群衆犯罪を豫防し敢て群衆心理の影響を被り猥りに刑辟に觸るゝ者なからしめんことを期するの規定を設くるは國家の刑事政策上洵に有益にして且つ必要のことたらずんばあらず於此乎佛國の如きは左の數法律を制定し目的の如何を問はず多衆聚合したるときは先づ之を解散せしめんが爲め或は府縣知事或は郡市町村長或は司法官或は警察官或は憲兵或は收稅官或は林務官等に依りて論告を爲さしむることゝ爲し其論告を爲すこと順次三回に及んで尙ほ解散せざるときは其解散せざる多衆聚合者が解散せざるが爲めに生せしめたる損害を賠償せざる可からざると同時に同國刑法典に特別の規定を設けたる所謂騷擾罪の規定に照して其首魁者を自由刑に其他の者を罰金刑に處せらる可く(我新刑法第百七條ニ同種ノ規定ヲ設ケタリ)

○○多衆聚合シ當該公務員ヨリ解散セサルトキ」ト爲シ其聚合ノ目的ノ命令ヲ受クルカ爲メ若シ此限定セラレタルト三回以上ニ及フモ仍ホ解散セサリシ場合ノ新聞規定ヲ以テ聚合シタル多衆者ニ對シ解散命令ヲ下シテ尙ホ其命令ニ應セサリシ場合ノ新聞規定ヲ以テ聚合シタル多衆者ニ對シ解散命令ヲ下シテ尙ホ其命令ニ欠缺スルノ憾アリ想フニ騷擾罪ヲ惹起スル可キ多衆聚合者ハ常ニ必ス○○暴行又ハ脅迫ヲ爲サンカ爲メ聚合シタル者ト雖モ其規定スル所ハ「暴行又ハ脅迫ヲ爲ス○○有シモ暴行又ハ脅迫ヲ爲サンカ爲メ聚合シタル者ト雖モ其規定スル所ハ「暴行又ハ脅迫ヲ爲ス○○或ハ何等ノ目的ナクシテ單ニ傍觀セシカ爲メ集合シタル者ト雖モ其規定スル所ハ「暴行又ハ脅迫ヲ爲ス○○ルニ至リタルノ機ニ觸レ變シテ所謂群衆心理ノ影響ヲ被リ終ニ暴動ヲ惹起スルニ至ルヲ免レサルノ例ニ取テ乏シカラサル可シ放ニ我刑法モ亦佛國法ニ倣ヘ全然右ノ目的ノ

チ削除シテ以テ唯單ニ多衆聚合者ニシテ當該官吏ノ解散命令ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍ホ解散セサルトキ」ニ尙ホ所罰ス可キコトヽ改正セサル可カラサルチス）同時に前記の當該官吏は直ちに國家の公力を要求して其聚合を解散せしむるを得可きことヽ爲し若し群衆之れに應せずして勢に乘し放火殺傷其他の暴行脅迫を逞ふしたる時は其群衆は更らに刑法典の當該騷擾罪に照して處斷せらる可きことヽ爲せり他山の石亦以て我玉を磨くに値す可き乎

一　一千八百三十一年四月十日の多衆聚合に附する法律

一　千七百九十一年八月三日の當該官公吏の職務執行に就き國家公力要求に關する法律

一　一千八百四十八年六月七日の騷擾罪豫防に關する法律

一　一千八百五十三年二月二日の多衆聚合の衆議院議員選擧妨害排除に關する法律

一　一千八百八十一年七月二十九日の印刷物取締法

一　一千八百九十四年七月二十八日の無政府黨員抑制に關する法律

參照　「ピグリエズ」氏(M. Puglese)の著聚合犯罪論 Del delitto collettivo「シィゼル」氏(M. Sighele)の著群衆犯罪論(La foule criminelle)竝に徒黨心理論(Psychologie des sectes)

「タルド」氏(M. Tarde)の著犯罪より觀たる群衆及び徒黨と群衆犯罪論(Foules et sectes au point de vue criminel et les crimes des foules)

一千八百九十二年「ブルキセル」府ニ開催したる萬國刑事人類學會報告書

「ギュスターブ、ルボン」氏(M. Gustave Le Bon)の著群衆心理論(Psychologie des foules)

「オットランデー」氏(M. Ottolenghi)の著誘惑論(La suggestione)

「タルド」氏(M. Tarde)の著輿論と群衆(L'opinion la foule)

「ポール、ポッチエ」氏(M. Paul Pottier)の巴里府に於ける群衆心理(La psychologie des manifestations parisiennes)

「ゼルゼルスマ」氏(M. Telgersma)の群衆心理論(L'psychologie des foules)

（完結）

講演

監獄と教育

（序第廿七卷第五號）

法學博士　鵜澤總明

私は今日裁判所及び我々が研究して居る所は元來が犯罪を能く研究しなければならぬのに犯罪の研究が能く届いて居らぬのであります、刑事家はと見まするとと刑法の研究は能くやつて居る、併ながら刑法といふものと犯罪學といふものは自ら別でなければならぬと思ふのであります、今日の裁判所に現れて居る事案を見ましても、或は大學の講座に於て、外の大學等に研究されて居る所を見ても、刑法のこと、刑事訴訟法のことは能く研究されて居りますけれども、其根底となつて居る犯罪といふことはまだ充分研究されて居ない、それで刑法の著書は澤山ありますけれども、犯罪學に關する所の著書は日本には極めて僅である、近頃犯罪學といふことに付て多少議論を書いて居る人がありますが、それ等の議論を段々讀んで見ますと、一々日本人の個性から論じて參りまして、日本の囚徒に對する學

問上の結果を以て犯罪學として著して居るものはない、大底大體論でありまして、歐羅巴の書物の飜譯であるとか、或は大體新聞等に現れた所を取つて見て分類をして見たり、比較をして見たりするに過ぎないのであります、眞に監獄に於て現在の囚徒といふものと接觸を保つて、囚徒の心の變遷を究め或は甲の囚徒と乙の囚徒との比較研究といふやうなことをやつて、其結果を學問の上に現した所の犯罪學といふものは今日まだ見當らないのであります、是が刑事裁判上の私は大缺陷であると思ふのであります、どうしても監獄に於きましてはそれは監獄の直接の法制上の目的とは見ない、監獄はさういふことを以て直接の法律制度の上の目的としては居らぬのでありますから、それを唯今の監獄に向つて要求するといふのではないのでありますが、唯今の制度に於ける此制度を利用して、更に監獄に於ける所の囚徒の個別の研究をして、其囚徒と一番初めに申しました教育關係といふものを段々調査を致しまして、さうして囚徒が善人に爲り得るものであるか、或は善人になつたとか、或はなりつゝあるとかいふやうな狀況を研究をし、或は此の如き犯罪は此の如き所から起つて來る、此の如き犯罪は斯ういふ所から來るからして、此犯罪は斯ういふ方法を以て豫防することが出來るといふやうなことを監獄に於て研究することが出來るのであるまいかと思ふのであります。

そこで其意味から申しますると、即ち監獄に於ての職掌を有つて居らるゝ所の各位に於きましては

是は實は非常な大きな立場である世間が之を認めないのは世間が間違つて居る、どうしても此今の法制の上に於てはそれ丈けの立場を認めて居りませぬけれども、實際やつて居られる仕事といふものは實に重大な事である、即ち刑の執行といふことに對する法律制度の上のことをやつて居りますけれども、それと同時に此現在囚徒に付て更に個人々々の改悛して行く所の狀況、或は改悛せざる所の狀況或は犯罪の關係等を研究して、さうして其者が良くなれば所謂中國に還すの筆法で即ち娑婆に出し、當り前の人にする、良くならなければ其處に出さないといふやうな事柄が唯今は裁判所が唯極めて仕舞つて居る、さうして其極め方といふものは大體に於きましては刑罰輕重——私は曾て論じましたが、應報刑の大體基礎に基いて居つて、之に今日の個人的の性格といふものを附加へて、即ち犯人の個性といふものも附加へて裁判を言渡して居るに違ひないが、裁判所が爲す所は極めて大體に過ぎない、故に將來は此裁判所がやるといふことは是は便宜已むを得ざる所の制度であつて、元來でありましたならば是は監獄の方で認めなければならぬことになつて來はしまいかと思ふのであります、即ち其意味に於て始めて監獄といふものが將來軍備以上の力を有つし國民から注目をさるゝ時代が來ると私は考へる、さういふ次第でありまするからして是は金も澤山掛ることであり、勞力も非常に掛ることであり、又單に職務一點張で出來ることではない、どうしても人類に對する博い同情がなければどうしても出來ないことであります、なか〳〵職務の重大であると共に、仕事の頗る困難なことでありまするけれども、併ながら其職務といふものは實は科學的の職務になつて居つて、本當の學問的の職務になつて、丁度病院と監獄を一緒にしましたもので、而も病院ならば監獄は野戰病院の方で、當り前の病院ではないと思ふ、詰り世間の戰爭に負けた人が監獄に收容されて居るのであります、野戰病院に囚徒が這入つて居ると見なければならぬ、そこで野戰病院に這入つて居る所の戰爭の怪我人を醫者が一々見て、治るものと治らないものと識別をして、是は廢疾である、是は廢疾でない、是には斯ういふ療治法をやつたが宜からうといふやうな診察をするやうに、監獄は野戰病院の性質を有つた罷民病院でありまして、是は療治しても治らない、是は治るといふやうなことを學問的に識別するやうな時代にならぬければならぬのではなからうか、さういふ天職を監獄は有つて居るものではなからうかと考へて居る、そこで先づ最も法律の學問の上に於て大なる貢獻を爲すべき所の犯罪學といふものは一に監獄を材料として起つて來たるべきものである、而して其物が段々出來て來まするとと、學問は御承知の通り將來を豫知するものが學問である、將來の豫知が出來なければ本當の學問は出來ないのである、そこで斯ういふことをすると此の如く罰するぞといふ丈けでは足りない、それは刑法の目的でありますけれども、斯樣な刑罰を施す所の犯罪は此の如くして防ぐことが出來ると云ふやうにならなけ

ればならぬことゝ思ひます、さういふやうなことが監獄の上から出來て來る事柄ではなからうかと私は思ふ。

それで私の諸君に對しまして希望いたして置きたいことは、今日の御職掌上からして是丈け骨の折れる仕事を實行されて居る諸君に對する國家の待遇といふものが果して相當であるかないかと申しまするとゝ、私は遺憾ながら相當でないと思ふ、併ながら待遇が相當でないけれども、然らば待遇丈けの仕事のはかやつて居らぬといふことではいけない、無論諸君に於て左樣な考を持たれて居る方はないと思ひますが、國家の地位と共に一つ餘程大切な職務が諸君に委託されて居る譯である、或は國家は無意識に今委託をして居るから分らない、併ながら餘程大事な職務を諸君に御委託になつて居る譯であります、其趣旨は則ちどうであるかと申しまするとゝ、今日法律制度の下に於て囚徒の取扱をするとゝ共に、更に此の如き取扱振といふものを有效ならしめて囚徒が眞に良くなるものならばどうしたら良くなるものであらうか、若し此中に全く良くならないものがあるであらうかといふことを擧げて諸君に御研究をするやうな職務が委託されて居る、斯う私は考へて居るのであります、それで即ち他の言葉で申しまするならば、諸君の御やりになつて居ります事柄は則ち昔の聖人が非常に心配を致しまして、非常に骨を折りまして、どうかして罪の惡しきをまだ知らざる者、刑の如何なることを知らざる者に敎ふるといふやうな大きな仕事をすることに當つて居るものではなからうかと思ひます、此事はどうも其國々に於て特別に研究をされ、特別に發達をすべきことであつて、亞米利加の制度を飜譯しても仕方がない、それから歐羅巴諸國のことの飜譯でも仕方がない、現實に諸君の前に提供されて居りまする其材料に依つて研究されなければならぬ、さうなつて始めて日本の監獄も非常に世界に對して誠に立派な勤めをして居るといふことが明白になり、又監獄の本當の主義といふものが日本から光を輝かして現れて來るものではなからうかと考へる次第でございます。

右のやうな次第でございまするから、私共は今日議會などで頻りに軍備問題丈けに付て騷いで居りますけれども、それ以上に平和の時に於ける軍備問題即ち監獄といふことに付て尚ほ一層の考を政治家などがせぬければならない、斯う思つて居るのであります、それにはどうかして諸君に於かれましても監獄に從事されて居る事柄が餘程貴い高い所の意味を有つて居るといふ御考に基かれまして、さうして今は待遇がないかも知らぬけども、待遇は別の問題であつて、是はどうしても國家に於ける諸君の職務の上から忽せにしてはならぬものであるといふ御考から職に臨んで戴きたいと思つて居るのであります。

先づ大體私が今日申上たい所は其邊でございまして、段々將來に於きまして少年監獄が出來る、

少年監獄といふものになるといふと殆ど教育といふことに寧ろ重きを置くといふやうなことになる。其場合に於ては更に之に適當した所の手腕と學問と經驗とを有つて居らるゝ所の方を以て當つて戴かなければならぬことも起つて參りませうし、或は少年監獄のやうなものは非常な大きな設備として現れて來ぬければならぬものであるかも知れぬといふやうなことでありまして、甚だ職務の重大であること、竝に世の中に歷史の上から見ましても、監獄といふものと我々人類の生活といふものゝ間の關係は非常に廣く涉つて居るといふこと、それから今日の監獄といふものは刑の執行所にはなつて居るけれども、併ながら自由を拘束する所の自由刑が出來て以來の今日の監獄といふものは昔の方から見まするど刑以外に敎育に使はれて居つた、其精神と趣旨を同じうする所のものであるといふやうな點を大體御了承を願ひまするといふと私の今日の御話の趣旨は徹底することであると思ふのであります、中には三犯、四犯といふ累犯者に付て、或は十犯、夫れ以上になつたのがございませうから、隨分どうしても善人に爲り得ないものであるかも知れぬ、併ながら是等の者に付きましても多少敎育の精神を以て御觀察を願ふといふことになると、或は其間に惡い人間の性質に關する別の方面の發見があるかも知れぬと思ふのであります。

最後に私は唯今の監獄といふことゝ、それから犯罪は人類の戰ひであつて、犯罪に對する所の解釋

の方法といふものが國家の取つて居る解釋法と違つたやかましい方法が一つあるといふことを御話をして今日の講演を止めたいと思ふのであります、先づ人類の犯罪に對する所のことを純然たる我々の頭の上の觀念上の仕事として仕舞ひまして、さうして外部から犯罪と戰ふ所の必要はないといふことに見た哲學の一派もあるのであります、是は主として印度哲學に於て現れて來て居ることであります、即ち人々は惡事を犯したにしても懺悔煩悶をすれば其惡事といふものは消ゆるものである、そこで世間の立場から離れて出、世間の立場になつて我々が進んで行く以上は先づ懺悔煩悶といふことが一番大事であつて、懺悔煩悶の結果人々といふものは元の善道に還るものであるといふやうな趣旨の立て方から致しまして、まるで刑罰や何かを國家團體の趣旨の方面からして少しも觀察をしない見方が一つある、それからもう一つは佛敎の方は私は能くは存じませぬが、さういふやうな主義を以て立つて居る所があるのではないか、斯う私は思ふ、併ながら是はもう國家團體であるとか國家といふもので最上の我々の團體と認めて居る社會にはどうしても適用が出來ない、矢張り實際の害を與ふるものを懺悔煩悶をするまで打ち捨て居る譯には往かない、さういふ實害を與ふるものは之を拘束して惡事をさせないやうにしなければならぬのでありますから、其方法といふものは昔の宗敎家の考のやうには行かない、でありますが併し其中にも大分眞理がある、眞理がありますからして何とかして自由を奪ふ

けれども、其自由を奪つて而して具體的の惡事をさせざる程度に於て其者に懺悔煩悶の光明を輝すやうにしたいものであるといふ見方を亞米利加などでやつて居ることは不定期刑制度の一つであらうと思ふのであります、さういふ見方と、それからどうしても懺悔煩悶といふものは個人の働丈けでは出來ない、傍からどうしても强壓を加へなければならぬ、國家は則ち之に代つて强壓を加ふるものであるそれから一度び爲した所の犯罪といふものは何等かの形を殘さぬければ其形は消え去るものでないといふ考からして、國家が刑罰の覇權を振つてやつて居るのが今日の制度であらうと思ふのであります、是は寧ろ國家の力の强大なる時と强大ならざる時とに於て分れて來た觀察の仕方でありますが、今日のやうに國家の力が强大になり、總ての物を統一して來る、個人といふものを國家に於ける一の實現として國家が之に教育をするといふやうな立場であると國家を基本としなければならぬのでありますから、此意味に於て今日の監獄は國家の教ふる方面から練磨を加へ、色々に規則を設けまして規則的に束縛をするといふことは實行されて居るけれども、是と同時に個人の脩つて來るといふ方面にも力を入れなければならぬと思ふのであります、此間私は亞米利加の雜誌で見たのでありますが、紐育の知事でありますが、何か犯罪者になつて監獄に這入つた、這入る時に演說をして居る、今までは**自分は府の長上として外から諸君の研究をし、外から犯罪のことも考へて居つたのであるが、今日是**

から諸君の仲間入をして、諸君と同じ着物を着て諸君と同じ食物を食べて、諸君と同じ感情を以て、而して此監獄といふものを研究することになつた、若し此事が單に自分の心の爲めではなくして、何か米國の監獄といふことの爲めに幾らかの影響を以て監獄を出ることが出來るやうになつたならば非常な幸福であると思ふといふやうな演說をして居るのであります、如何にも氣の毒なことでありますけれども、先づさういふやうな人も一つ這入つて見るが宜いと思ふ、さういふ風に亞米利加でも斯ういふ方面からの人も研究して居るのでありまして、それ等は何が不幸なる場合がなければ實現せられざることである、私は監督の上に於て囚徒を常に御覽になつて居るのでありますから、非常に是等の點に於きまして新しい所の材料智識に依つて世の中に貢獻することが出來ると信ずるのであります、どうか職掌の非常に高い誠に意味の深いものであつて、行政の上に與へられたよりも尙ほ大きな所の天職に依つて御從事なされて居る其立場といふことに付きまして御考へを願ふことが出來ましたならば幸福であると思ひます、誠に今日は纏らぬことを申上げまして殊に專門家の諸君の前で遠慮なく申立てました所の罪は幾重にも御許しを願つて、而して多少諸君に何等かの資料を供給することが出來ますするならは非常に光榮と存ずる次第であります。（完）

資料

大赦・特赦及刑の執行猶豫に關する禁酒法案

立案者　醫學博士　片山國嘉

法案

第一條　禁酒の誓約を爲したる者には之を條件として大赦・特赦又は刑の執行猶豫を爲すことを得。

第二條　禁酒の誓約を條件として、大赦・特赦又は刑の執行猶豫を受けたる者、再び飲酒する時は、其の日より直に其の效力を失ふ。

第三條　禁酒の誓約を條件として、大赦・特赦又は刑の執行猶豫を受けたる者に、飲酒を勸めたる者は貳圓以上貳拾圓以下の罰金に處す。

理由

本法立案の骨子は囚人自己の自由意思に基きたる任意の禁酒誓約にあり、余は何故に此の禁酒誓約に重きを置きて本法を立案したるか、今左に其の理由を略述すべし。

一　犯罪の原因に種々ありと雖も飲酒は慥に其の中の最も有力なる一因なり、其の事實は各國の刑事統計之を證明す。

二　飲酒が直接にも又間接にも、犯罪の一大原因を爲すこと多きは「アルコール」の精神上に及ぼす生理的作用の然らしむる處にして、犯罪は飲酒に伴ふ當然の結果なり。されば飲酒の風俗、習慣を矯正せずして單に犯罪數の減少のみを望むは、百年黃河の自淨を俟つに等し。是れ刑事心理學上爭ふべからざる既明の事實なり。

三　飲酒が犯罪の原因を爲すは、必ずしも、大酒の時に限らず、比較的飲酒少量の時と雖、酒は既に其の人の克己自制の心を減弱し、感情を興奮し戟刺性と爲し、思量判別淺薄となり、次で意思行爲を輕躁となす性質を有するものなるが故に、犯罪に至る者甚だ多し、是れ日本國民の平均酒量は歐洲人の其れの如く多量ならざるにも拘はらず、犯罪者中に於ける飲酒家對不飲酒家の百分比例に大差なき事實を現はす所以なり。

四　酒は元來人類の生存上必要缺くべからざる飲料にあらず。不飲酒生活は飲酒生活に比して遙かに幸福安固なるものなり。好酒性は多く習慣に依つて得たる第二の天性なり。故に人爲的に得た

る此の性質は又不飲酒の習慣に依つて人爲的に之を除去すること決して不可能の業にあらず。酒害豫防のことは、之を要するに、唯世人が酒害の眞相を眞面目に研究して、飲酒の利害得失を十分に自覺し、爰に穩健なる自衞の心を發起するを以て、第一の要義と爲す。從來の飲酒生活を廢し、改めて不飲酒生活を爲しつゝある者、世間に其の實例頗る多し。

(甲)飲酒家自己の自覺に依つて、自動的に此の第二の天性を矯正し得たる事實は、各國の禁酒會員中にある許多の實例之を證明し。

(乙)飲酒家自から自動的に之を斷行する勇氣なかりし者も、尙ほ酒病療養所の好治績に依つて、其の目的を達し得たるの事實あつて、之を證明す。

五　一度、漸にして不飲酒の生活に馴れたる者の、誤て再び飲酒の舊慣に復歸する、其の動機の主なるものは、

(甲)本人の腦裡に、自から湧起する、酒慾の發動に原因するものよりも

(乙)寧ろ、其の人の周圍及交際社會に於ける、飲酒の惡習慣及傍人又は友人の不注意等に原因するもの、特に多きは、是れ意思の强固ならざる禁酒家の常に苦痛とする所なり。此の事實に依つて之を觀るも犯罪責任に半ば社會之を負擔すべきの理明白なり。

六　酒害豫防法に節酒、禁酒の二法あり。

(甲)節酒は意思の健全强固なる者の獨り能くする所にして、意志の薄弱不健全なる者には全く不可能なり。故に免囚の如き、誘惑に打勝つ能力の極めて薄弱なる者に、節酒は絶對に不可能なるのみならず、寧ろ甚だ危險なりと云ふを至當とす

(乙)禁酒即ち無酒生活は、大に之と趣きを異にして、囚人は悉く皆、獄中に於て、常に無酒生活を實行しつゝある者なり。入監の當時こそ幾分か、無酒生活を苦痛に感じたる者は、多々あるべしと雖も、既に一二年を經過したる後に於いては、其感なく、全く無酒生活に習慣して、之を苦痛と思ふ者は、殆んど皆無なり。されば彼等が放免後甚だ困難に感ずる點は、無酒生活の持續にあらずして、彼等を毎に再び飲酒仲間に引き入れんと爲しつゝある周圍の諸誘惑に打勝つ能力の薄弱なるにあることを察するに餘あり。

是れ余が一面に於て、任意の禁酒誓約を本案の骨子と爲すと、同時に、又他の一面に於いては、最も有力なる其の誘惑の除却に努むる所以なり。

七　米國のセントルイス州の即決裁判所に於ては、Wilian Jefferson Pollard 氏の創意に出でたる、所謂ポラルト氏法式 Pollards System に依つて、即決裁判の言渡を受けたる者に、任意の禁酒誓

約を條件として、其の執行猶豫を與へて、非常なる好成績を擧げたる事實あり。此の事實は本案の決して不實際的のものにあらざることを證明す。

本法立案の理由は、前記七個の有力なる事實を基礎としたるものなるが故に、其の論據は十分に的確強固なるものと確信す。

次に其の實行法に就いて一言すべし。此の法案實行の方法は、一に實際的及精神的にして之に十分なる感化救濟の意味あるを必要とし、其の命令的及形式的なるを不可とす。獄内に於ては、主として教誨師をして、囚人に酒害の眞相を懇說せしめ、飲酒に對する彼等の自覺心を誘起して、自動的に任意の禁酒誓約を爲さしむるの最も必要なると、同時に、此の方法に依らずして單に禁酒の誓約を囚人に命令し、或は、之を形式的のものとして取扱ふが如きは、最も不可なりとす。

又此の如き努力は、單に獄内の囚人に對して、其必要を認むるのみならず、獄外の一般下層社會、特に免囚と直接又は間接に接觸の機會を有する人々に對しても、亦必要なり。免囚に飲酒を勸むるの行爲は、彼等に再犯を敎唆するに等しき、罪惡の行爲なることを彼等に懇諭して、免囚に飲酒を勸むるの不可なることを自覺せしむるは勿論、彼等自身の爲めにも亦、大に酒害に就いて警戒する所あらしむるは、要するに是れ一面に於いては、彼等に其の意にあらずして、不知不識の間に行ふ不良行爲を

防止せしむるの方法なると同時に、又他の一面に於いては、間接に弘く下層社會に於ける飲酒の風俗改善上に偉大の効果ある良方法なり。

先人の言に善良なる刑事政策は最も善良なる社會政策なり Die gute Kriminalpolitik ist eine beste sociale Politik. と云ふことあり。本法實行の方法にして、其の宜きを得ば、是れ其の言を實にするものなること、余の確信して疑はざる所なり。（完）

修養

信義（司獄官德性其五）

尾原靜乘

吾人は晝夜油斷なく在監者の動靜を視察して居るが在監者も亦た旦夕間斷なく吾人の行動を視て居る。面して在監者の中には往々官吏の行動に就て疑を抱て居るものが有る。吾々の處置に就て疑つて居る者がある。現に先日も有る囚人に面した時其の囚人の申立に『何看守は過日罫紙を二十枚程ポッケットに入れて宅に持て行かれた。又た何々看守は何々を外套で隱して工場を持ち出されたのを見ました其他何々云々』と。是等の多くは在監者の官吏に對する疑であると思ひます。故に吾人は常に行動を公明にして彼等をして疑を抱くの餘地なからしむるの注意を必要と思ひます私は此事を少し述べようと思ふて今回は特に本題を選定致しました

先づ本題『信義』の典據からお話し致します典據とは『ヨリドコロ』の事で。信義と曰ふ言葉の出所で

あります〔戊申詔書〕には惟信惟義とあり〔敎育勅語〕には朋友相信し乃至義勇公に奉し』とあり軍人に賜はりたる五ヶ條の御勅諭には其第四に『信義を重んずべし』とあります。以て『信義』の如何に大切であるかを何人も思念せねばならぬ

（畧解）次に畧して信義の文字を解釋致します信は眞也實也誠也とありますから『マコト』のことであります義は宜也で『ヨロシキ』と云ふ意味である『ヨロシキ』とは臨機應變の事で即ち總ての事を適宜適當に處理する事である。此の信と義とは離れると云ふ譯にはゆかぬ若し信ばかりあつて義の無き時は往々事を誤る場合が出來る即ち橋の下で遇ふ約束であるから正直に橋の下で待ち合せて居た。所が天候が俄かに惡くなつて大雨が降り出した。河の水が非常な勢ひで增して來た。けれども此人は正直な人で約束だからとて中々其所を去らぬ。遂に其人は其所で溺死したと云ふ事である。是等の類は信有つて義なきものである是を愚直と申します

又た有人は弟たる者は兄嫁に對して堅く義を守らねばならぬ若し手を觸る樣な事が有れば不義の譏りを免れぬと云ふ事を聞て來た。所が有日兄嫁が井戸で水を汲んで居たが。過ちて井戸の中へ陷ちて今や溺死せんとして居る。現在其れを見て居乍ら弟が兄嫁に手を觸れるは不義だと曰つて躊躇して居た。其中に兄嫁は非命の最後を遂げたと云ふ事である。弟は義を守つたと辯解するかも知れぬが其れ

は眞の義では無い、斯の如く信と義とは常に離れてはならぬ信なる『マコト』が萬事の本と成て義を盡すと云ふ順序に成らねはならぬ。爰を以て聖徳大子は信は義の本なりと判釋せらてあります

二　信の三義

信の字に就て三種の意義が有ります。其第一は信は『マコト』と字訓する場合で。第二は信は疑はずの意。其第三は信は差はすの心であります

信
- （一）マコト……眞實　誠實の意味
- （二）信ずる……信じて疑はざる意味
- （三）差はず……『一致』『符合』の意味

○信は『マコト』……是は大畧前に述べましだ通りであります〔孟子〕に『至誠にして動せざるものは未だ曾て有らず』と言つて有ります至誠の徳ほど廣大なものは有りませぬ。其力ら頗る強くして如何なるものにも徹底を致します古い事では有るが支那の二十四孝を聞てみても不思議な事ばかり。是れ皆な至誠の孝心天地に感動を與へた效顯である。殊に私の深く感して居るのは〔季子傳〕に現れたる宋の杜孝が母に生魚を送つた噺である、杜孝と云ふ人は官途に就て成都と云ふ都會に居住していた。有る日頗る見事な生魚二尾を得た。是を故郷に居らるゝ母に届けたいの念願から竹筒に入れて水に流した。

其れが數日後に小川に洗濯して居る母に届いたと云ふ事績が詳く書てある。有人は是を偶然と言ふでしよ。私共は偶然とは思はれぬ。確かに至誠の感應で有ると思ひます。私は美濃の隣國ですから養老の事はよく知つて居ります、紀元千三百七十七年の事である、美濃の山中に靈酒が湧き出した。是は孝子源丞内の至誠が天地に感應せしならん。乃て改元が行はれて「養老」と云ふ年號に成つた。是は神話でもお伽噺でもない事實譚である。是が名高い今の養老の瀑で有ります但し今の養老の瀑は水であつて酒では無いが、千二百年前は確かに酒であつた。源丞内は其天然酒を以て老父に孝養を盡した今も此水で酒を製して養老酒と名く。是事たる科學者は何と解釋するか知らぬが吾々は至誠の感應としか思はれぬ

書物に現れたる神泉苑と云ふのは今の何所に當りますか詳くは存しませぬが昔し弘法大師は主上の命を拜して此の神泉苑で雨乞の祈願をせられたら至誠天に感し三日三夜の大雨を下して旱魃の憂を除たと云ふ譚が有る。其後小野小町も此神泉苑で雨乞の祈をした『こゝわりや日の本なれば照りもせう。さりとてはまたあまが下かな』と一句を詠して。至誠の籠れる此一首天に感應して雨大に降りしとぞ。理學者は何とか辯解するでしよ私は孟子の所謂る「至誠にして動せざるもの未だ曾てあらず」とある其實現だと思ひます、人間の至誠が天地迄感動を與へる。況んや人間同士をや。自己の至誠が他人に

感應せぬと云ふ事は決して無い。吾人の職務は行刑である。行刑とは完全に刑を執行する事である。刑の執行は一面は懲戒で一面は感化で無ければならぬ。而して其の感化とは感動變化で。精神に強き感動を與へて人格を變化せしめるのである。其の精神に強き感動を與へるものは何か。即ち至誠の二字である『マコト』の心であります。故に吾々は常に此の誠心誠意を主義とせねばならぬと思ひます

△次に『信は差はず』……此の時の信の意味は一致する事である。符合する事である。昔し何か證據を要する場合に合札を用ひた。合札は何時何處で合しても必ず符合する乾度一致するものである。其れでこそ證據に成るのである。今の割印も即ち同じである。二枚の紙を竝べて置て中間に一個の割印を押す。此の二枚の紙は長崎で寄せても函館で寄せても明治四十五年に寄せても大正五年に寄せても必ず一致契合する是れが即ち信である。人も心と口とが能く一致し。言語と行ひとが必らず契合するやうでなければなりませぬ。此の言と行とが能く一致するのが信であります。即ち言行一致が出來て初めて信用も出來ると云ふものであります。吾々が在監者を指導するには自ら其模範を示さねばなぬ、自己の言行一致が即ち模範である。口に如何ほど規律を唱へても自己の動作が不規律であれば言行不一致である。言行不一致では身を以て人を導く事は到底出來ませぬ。『信は差はず』とは即ち言と行とが一致契合する事で。是れが信の字の第二の意義であります

三　信と疑

信の第三義は即ち信は信ずる義である。信ずるとは信じて疑はぬ事である。宗教で尚ぶ信は主に此の義である信仰と云ふも信念と云ふも皆な信ずる義である疑はぬ事である佛教では此の疑ひなるものを非常に嫌ふのである〔經〕には疑へば則ち花開かずと說てある。疑ふものは悟りの花が開ぬのである又た〔釋〕には生死輪轉の家は還來する事は決するに疑情を以て所止と爲すと有ります。迷ひの源は疑ひであるとの心である。斯の如く宗教上では『疑ひ』なるものを嫌ふが世間の上でも疑は甚だ障りと爲る事が多い〔呂氏春秋〕にも『君臣信せざれば國政安からず父子信せざれば家道睦しからず兄弟信せざれば其情親しからず朋友信せざれば交り絕へ易し』とある然れば此の信ずると云ふ事は家庭にも交際にも最も大切な事である但し餘りに人を信じすぎて却て欺かるゝと云ふ事が往々ある。信ずるは人の德であるが欺かるゝは不明である決して德では無い。有る人が信疑に就て三德を示された其第一が明德で是は人に欺かれぬ事である。人に欺かれるのは愚で。人に欺かれぬのが明德である。第二が信德で輕々しく人を疑はぬ事である。世間には一寸しても人を疑ふ人が有るが其れは甚だ善くない事である。仍て人には此の信德なるものが無くてはならぬ第三が正德である、是れは自己の周圍が公正潔白で毫も人に疑を抱かれぬのである。人に疑はるゝのは多少落ち度が有るに違ひ無い。仍て自己の身邊に注

意し行動に注意し公正明潔更に疑を挾むの餘地無らしむ是が即ち正德である、成る程是は善い事で、『人に欺かれず』『人を疑はず』『人に疑はれず』是れなれば申分の無い人格である理想の德性と謂はねばならぬ、然るに人によると是れと正反對で、常に人に欺かれる。又た輕々しく人を疑ふ、而も亦た人より常に疑れて居る、是では殆んどお話に成らぬ人格も德性も有つた物では無い。

凡そ人には『疑ひ』の通癖を有して居る。諺にも走る者を見ては狂人かと疑ひ女子と私語すれば通すと疑ふ如何にも其の樣である。是を以ても人には疑ひの通性の有る事は爭はれぬ。殊に女子や小人と成ると一層激しい、婦人は疑ひが多くて而も疑の度が深ひ、是れ畢竟自己の境遇が低く而も行動の範圍が狹ひから自然疑ひが深くなるものである又た自を以て他を計ると云ふ點も多い、故に女囚を扱ふ人抔には是等の點に最も注意せねばならぬ。

偖て男子と女子とを比較して女子に著しく疑の多い事は何人も異論は無い、次に普通人と在監人とを比較すれば疑の程度如何、無論在監人には疑ひが多い、昨年五月監獄協會で講話せられた寺田文學士。彼の人は犯罪心理の專門家である。彼の時の講演錄を讀んで見ても囚人は疑が深ひ殊に竊盜の累犯者で常に監獄に居る者は猜疑心が頗る深い。戒護に從事する官吏は第一此の猜疑心に對し最も用意せねばならぬと曰はれた、如何にも尤も千萬の說である。

疑心暗鬼を生ずと云ふ通り猜疑心より種々樣々の妄思を起し惡念を生し其れが重なり重なりて遂に自害々他の變事を仕出かすのである。普通人は疑ふ機會に遇ふても亦た疑の晴れる機會も來るから第二の疑の生する時分には早や第一の疑は晴れて居ると云ふ風であるが。在監人は中々ソウは行かぬ。疑ふ機會が多くて晴れる機會が尠ひ。乃て疑は加はる計り重なる計りである、日々夜々積り積つて其れが固質となる。故に私は『疑ひ』なるものは一般人の通性で有つて在監人には而も特癖であると申します。

斯の如く猜疑心の眼を見張て吾人の動作及び周圍を見詰めて居る事を吾々は片時も忘れては居れぬ、常に公明正大の處置に出て毫も疑を抱くの餘地なからしむる迄に十分の注意が必要であります。

四　柳田角之進

彦根井伊掃部頭の家來に柳田角之進と云ふ士が有つた。至て正直順良な士で有つたが。浮き沈みは世態の常で。斯る忠直の士が有る時扶持に離れて浪人の身に成つた事が有る。不幸な時には不幸が續くもので、斯る時不幸にも內室が病沒せられた、後はキヌ子と云ふ娘と二人暮になつた、偶ま他家に奉公を勸むる者が有つても忠臣は二君に事へずとて斷て仕舞ふ、江戶は淺草の馬道に自生院と云ふお寺が有つた。此の寺の境內を借りて昔に變る小住居は人の見る目も氣の毒である。角之進は元來書物が

好きで晝は絕へず書見をして居る。退屈をする　ブラ〳〵仕掛る事もある。嗜好としては圍碁である。是は中々すきで復た相當に强よかつた。時折碁會所に行かれたとみへる。其內馬道の萬屋源兵衛と云ふ質屋の隱居と知合に成られた。ツマリ碁打仲間である。手合が丁度よくて誠に善い組合せである。席が重なると段々親密になつて。遂いには萬屋に出掛ける事に成つた。後から思ふと抑も之が間違の基と成るのである。初めには碁だけで歸る。二度三度目には茶や菓子が出る五度六度目には一寸酒が出るといふ風に段々深入する樣になつて來た。時は八月の十五夜。月見がてらの碁會が例の源兵衛方で開かれた。碁を打つては飮み。酒を飮んでは亦た打つ。夜も大分ふけて角之進は酒氣の上機嫌で源兵衛の宅を引き上げた。

源兵衛の宅では此夜竪川某の家から貸金の五十兩が返つて來た。源兵衛は碁を打ち乍ら此の五十兩を受取つて膝の側に置た事までは記憶して居るが。其から後は更に覺へが無い柳田角之進が引上げた跡には碁盤や料理の器具は散亂して居るが肝心の五十兩の包が無い。サア大變の事件が出來した。大問題が生じたのである別に他の來客も無ければ復た紛失の機會も無い何を言ふにも五十兩の包が無いのが問題である。爰に端なくも疑の雲が柳田角之進の頭上に覆はれた。角之進は武士であるからマサカとは思へども他に出入した人が無いから角之進が疑はれにやならぬ羽目に成つて來たのである、翌朝角之進が眼を醒して床の中で莨を吸ふて居ると萬屋の番頭の德兵衛が來たのである昨夜宅で五十兩の金が紛失した故今ま町奉行所へ届に行く途中であると番頭は言ふが其內心は掛合に來て居るのである、內密にお返しに成れば届はせぬとの意味である之を聞た角之進の驚は一方で無い、渴すれども盜泉の水を飮ます。平生斯くまで潔白な心掛で居る自分に五十兩紛失の疑を受けたとは心外千萬な事である、萬屋で町奉行所へ届ける事となれば第一に糺問を受けるのは自分である。不面目な事である之れが延びては主家の御名にも關はる一大事。如何はせぬと苦悶するも妙策は出て來ぬ、是は一時疑の恥を忍んで五十兩を先方に渡し疑の晴れる時を待つに如かずと斯う決心したのである。此返事を聞て番頭德兵衛は其場を引上げた。後で角之進種々と工面を凝しては見たが浪人の身では五十兩は大金である。兎ても調達の見込が付かぬ。萬事休す此上は見事に自刃して身の潔白を自證する事に覺悟した先刻から隣りの室で父の身の上を案じて居たは娘のキヌ子である父の自害を悟り泣て之を止め己が身を犧牲に供し身を以て五十兩に代へ此場の急を救ひ父の身に潔白の光りが現はるゝ日を待つ事になる、是より娘は吉原の松葉屋に賣られて行く角之進は益々窮境に入り以前に勝る寂しい生活を續ける父は娘を思ひ娘は父を思ひ泣かぬ日は絕へて無かつた。

萬屋で五十兩紛失してから百二十日目即ち十二月の十三日、萬屋では歲末の煤掃をやつた小僧が額

を掃除すると額の後から包みが落ちた正月の餅を鼠が引いて置たのかと驗めて見て驚た八月十五夜に紛失したと云ふ五十兩の金である隱居は碁の最中に五十兩を受取り便所に行く時、人の氣の付かぬ額の後ろに上げて置て忘れたのである。

其れにしても氣の毒なは柳田角之進である武士の身として疑はれ其結果角之進の娘は苦界の勤め人である之を思ふと萬屋の隱居は立ても居てもをれぬ、八方に人を遣はして遂に角之進の居處を尋ね當て命ちを差出して謝罪をした彼の時に角之進が自害をして居れば今日此事を聞くに由なきが。娘の勸言で一時を忍耐した故今日は晴天白日の人と成つた。

此時角之進が『交るに友を選めと云ふ事が有るが自分は碁に耽つて斯る疑ひを受けたるは生涯の落ち度で有つたと頗る後悔をせられた私は角之進の此の一言が尊ひと思ふ、此の一言を引用したい爲め本席柳田角之進を說いたのである。

吾々は疑ひの深ひ猜疑心の最も深い受刑者に日夜接近して居るのである少しでも弱點が有ると彼等はすぐに疑ふのである故に餘程々々注意して疑はれぬ樣にしたいものであります在監人は疑ひの特癖を有する事は前に述べました通りで。彼等は猜疑の眼鏡を通して吾々の處置と吾々の周圍を見て居りますから世人に對するよりも一層の注意を拂はねばなりませぬ。

（訓言）　梨下に冠を正さず瓜田に履を調へずと云ふ古語が有ります、梨の木の下で帽子を正して居ると遠方の人が梨の實を取つて居るのかと疑ふからである、瓜の畑で靴を脫ひだり土を拂つたりして居ると遠方から人が見て瓜の一つも胡麻化して居るかと疑ふからである。是等の疑ひを人から受けぬ樣に注意せよと云ふのが今の訓言である『梨下に冠を正さず瓜田に履を調へず』洵に名言で有ります。殊に吾人に最も適切なる誡告であると思ひます。（了）

統計

大正三年四月中入出監竝月末在監人員

（△ハ減）

		越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者		五六、九五九	五、五八一	五、二八九	五七、二五一	五六、九五九	六〇、〇三四	二九二	△二、七八三
刑事被告人		三、九六六	×二四、九三四	四、九四一	×二三、九五九	三、九六六	四、四二九	△七	△四七〇
勞役場留置者		一、二七八	一、〇七七	一、〇六〇	一、〇九五	一、二七八	九三三	△一八三	一六二
乳兒		四八	二七	二七	四八	四八	六九	〇	△二一
總計	男	五九、四三八	×一〇、七四三	一〇、六五一	五九、五三〇	五九、四三八	六四、一八九	九二	△四、六五九
	女	二、八一三	八七六	八六六	×二、八二三	二、八一三	一、二七六	一〇	一、五四七
計		六二、二五一	×一一、六一九	一一、五一七	×六二、三五三	六二、二五一	六五、四六五	一〇二	△三、一一二

備考　内朝鮮人受刑者男一四人刑事被告人男一四人アリ

×ハ逃亡犯罪人引渡條例ニ依ル拘禁者ナリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

		受刑者	刑事被告人	計
支那	男	三〇	四	三四
	女	一	一	一一
北米合衆國	男		一	一
露西亞	男	四	一	五
	女			
同	男	三四	六	四〇
	女	一		一
總計				

大正三年四月末日在監人員表

監獄別	受刑者			刑事被告人			勞役場留置者			乳兒			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
東京	一五九	四〇九	一、五六八	七〇一	二八	七二九	四二	二五六	四二	三	一	四	九一七	二八〇	一、一九七
市谷	一、三〇三	—	一、三〇三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、三〇三	—	一、三〇三
巢鴨	二、四八八	—	二、四八八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、四八八	—	二、四八八
横濱	一、四八五	八七	一、五七三	七三	—	七三	一五	一	一六	—	—	—	一、五七三	八八	一、六六一
浦和	一、一九八	七	一、二〇五	九七	七	一〇四	四	—	四	—	—	—	一、二九九	一四	一、三一三
前橋	一、〇八四	四	一、〇八八	四五	一	四六	三五	二	三五	—	—	—	一、一三四	七	一、一四一
千葉	一、〇四一	五八	一、〇九九	四三	二	四五	三〇	一	三一	—	—	—	一、〇七四	六二	一、一三六
水戸	八七五	—	八七五	八二	三	八五	三〇	一	三一	—	—	—	九〇七	四	九一一
宇都宮	七五〇	一六七	九一七	五六	三	五九	一	—	一	—	—	—	八〇八	一七一	九七九
甲府	八九四	二六	九二〇	二一	八	二九	一七	—	一七	—	—	—	九二三	三四	九六六
長野	一、一八〇	四二	一、二二二	一五九	六	一六五	三三	—	三三	—	—	—	一、二五二	四九	一、三〇一
小菅	一、一九二	—	一、一九二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、一九二	—	一、一九二
安濃津	七二	二六	一〇一八	二七	三	三〇	六	—	六	—	—	—	八一五	三九	八五四
名古屋	二、二五九	二五	二、二八四	一九九	二六	二二五	二三	一	二三	—	—	—	二、四九〇	二二	二、五一二
靜岡	九二一	四四	一、〇三八	四八	一	四九	一九	一	二〇	—	—	—	一、〇五九	四六	一、一〇五
監所	七五八	四九	八〇七	二三	二	二五	五	—	五	—	—	—	七八五	五二	八三七
岐阜	七三三	二四	七五六	二五	二	二七	二〇	一	二一	—	—	—	七九三	二七	八二〇
新潟	九七九	二五	一、〇三四	七三	二	七五	二七	一	二八	—	—	—	一、〇七九	二八	一、一二七

| | | |

| 法 | | |

期	無	十五年以上	十五年未滿	十年以下	五年以下	禁錮 三年以下	二年以下	一年以下	六月以下	三月以下	計	拘留刑	合計	累犯 前科ノ有ル者ノ犯數	計	受刑者ノ年齡 十八歲未滿	二十歲未滿	二十歲以上	計
		六	一								七		三九			一、四八八	二、一九九	五一、〇五二	五四、七三九
		六	一	六							七九		七九			一、四八八	二、一九九	五一、〇五二	五四、七三九
		三一	八	六	一						五九	三九	五九	一、五八二	三四、一〇六	二、五一二	一二五	一四〇	二、二四七
		三一	八	六	一						五九	三九	五九	一、五八二	三四、一〇六	二、五一二	一二五	一四〇	二、二四七
		一五	八	六	一						四九	一一八	五六、九五九	二一、九三八	三五、〇二一	五六、九五九	一、六〇六	二、三〇四九	五三、〇四九
		一五	八	六	一						四九	一一八	五六、九五九	二一、九三八	三五、〇二一	五六、九五九	一、六〇六	二、三〇四九	五三、〇四九
		二六	八	六	一						五四	一、三四〇	六〇、〇三四						
		一六	〇	△二	△一	△一					一〇	△九	二九二	二七七	一五	二九二	七	三五	二五〇
		一三		△二	△一	△七					五	△一、二二二	△二、七八三						
		一三		△二	△一	△七					五	△一、二二二	△二、七八三						

本表樣式改正ノ爲メ舊刑法ノ輕懲役、重懲役、有期徒刑等ハ各相當欄ヘ合算記入ス

雜纂

○統計上に現はれたる指紋の特徴と犯罪性との關係

司法省指紋部　根本顯太郎

第一、指紋の統計

（第一表）元來指紋の統計は頗る面倒なものでありまして第一回位の試驗では到底完全な統計は得られないのであります茲に私が統計を採りましたのは原紙百枚即ち四人百人之を指紋の數にしますと千の割合になります此の統計によりますと弓狀紋が十七、甲種蹄狀紋が三、乙種蹄狀紋が五百四十、渦狀紋が四百三十六、欠損が四あります弓狀紋を更に普通弓狀紋と突起弓狀紋とに分類して統計致しましたのは此れまでございませんでしたが私が統計を採りましたのを見ますと普通弓狀紋は十で突起弓狀紋は七の割合になつています之を左手及右手の何れの指に多く表はれるかと見ますに左手の拇指右手の拇指に比較的多く表はれる丶事を發見しました此の表を司法省指紋法取調會の統計表と對照致しますと其割合は大差ありませんでしたので試驗は第一回で止めて置くこと丶致しましたが茲に特に注意して戴きたいと思ひまするのは欠損指紋でありますす欠損指紋は十指の内で勞働の最多い拇指示指が一番多く負傷致しさうなものですが拇指示指には割合に少なく却て勞働の少ない小指が多く負傷致して居りますのは不思議な現象であると謂はなければなりません此の現象は畢竟小指の活動が平素遲鈍な爲め不時の椿時に遭遇する場合に負傷し易いものと思はれます小指に取つては誠に氣の毒な話でありますす又之を司法省指紋法取調會の純計表と對照して見ましても同樣な割合を示して居ります即ち左手の拇指に一、示指

に五、中指に二、環指に三、小指に七、右手の拇指に〇、示指に四、中指に四、環指に〇、小指に一と云ふ割合でありまして左手の小指の七が一番多く負傷して居ります此等は聊か注意すべき現象と思ひます

次に甲種蹄狀紋の割合を見ますと左右兩手とも示指に最も多く表はれる事を發見致します即ち表に就て見ますと左手示指に二、右手示指に一の割合になります又之を司法省指紋取調會の統計の結果に見ましても左手の示指に一四九、右手の示指に一七二と云ふ數を表はします、此等も注意すべきものと存じます

（第一表）　指紋數一〇〇〇、　大正三年三月一日

	弓狀紋	蹄狀紋	渦狀紋	缺損
左 拇指	四	五〇	四六	
左 示指	一	五五	四二	
左 中指		七一	二九	
右 拇指	四	五〇	四六	
右 示指	一	五五	四一	
右 中指		七二	二九	
右 環指		五〇	四六	
右 小指		七一	二九	
手 環指		一〇〇		
手 小指		一〇〇		

	普通弓狀紋	凸甲種弓狀紋	乙種蹄狀紋	蹄狀紋	渦狀紋	缺損
左 拇指	四	—	—	五〇	四六	—
左 示指	一	—	—	五五	四一	—
左 中指	—	—	—	七一	二九	—
右 拇指	四	—	—	五〇	四六	—
右 示指	一	—	—	五五	四一	—
右 中指	—	—	—	七二	二九	—
右 環指	—	—	—	五〇	四六	—
右 小指	—	—	—	七一	二九	—
手 環指	—	—	—	一〇〇	—	—
手 小指	—	—	—	一〇〇	—	—

（第二表）　は第一表の渦狀紋のみに就ての細別統計を採りましたもので即ち指紋の形態に基き統計調査を致したものでありまして併し此の形態に就て統計を採りましたものは是れ迄ありませんでしたので今度私が統計を試みました、其結果は左の如き現象を表はしましたに依り聊か諸賢の御參考に供したいと存じます、私の表で見ますると最狹義の渦狀紋の二三、（特別渦狀紋は此內に含む）が一番多く次に二重蹄狀紋の九三、次に有胎蹄狀紋の五八、次に環狀紋の四七、次に双胎紋の一五、次

	手 環指	手 小指	右 拇指	右 示指	右 中指	右 環指	右 小指
			三	二			
一〇							
			三	三			
七							
				一			
三五四〇			三八	五四	七一	二六	六一
	四一	七三					
			五九	四〇	二七	七四	三八
四三六	五七	二五					
四一〇〇〇	二	一	一	一	一	一	一
	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

に混合紋の一で變體紋は一個も發見することが出來ませんでした

そこで最狹義の渦狀紋は左右兩手に於てどの指に最も多く表はれるかを觀察致しまするに左手では環指右手でも亦環指に一番多數表はれるのでありまず次に環狀紋の現象を觀察致しますると環狀紋は右手の環指に一番多數表はれまず次に有胎紋は右手の示指に一番多く表はれます次に双胎紋に就て觀察致しますると双胎紋は左手の拇指に一番多く表はれます次に混合紋、純變體紋でありますが此等の指紋は到底普通の數では統計が得られませんから第三表第四表は別に統計を採りますことゝ致しました

（第二表）　指紋數四三六　大正三年三月一日

	渦狀紋	最狹義の渦狀紋	有胎蹄狀紋	二重蹄狀紋	双胎蹄狀紋	變體紋	混合紋	特別渦狀紋
左 拇指	七	一	二	一〇	七	—	—	一九
左 示指	一七	三	一二	五	—	—	—	四
								四六
								四二

（第三表）　は混合紋と純變體紋との研究でありまず前にも申上ました通り此の混合紋と純變體紋とは指紋中でも極めて小數な指紋でありまず故に第一表第二表の時よりはずつと數を增加してありまず即ち此の統計は原紙二千五十八枚即ち二萬千五百八十の指紋に就ての統計でありまず此の統計を採りまず方法として最初一萬の箱の一棚原紙二百五十八枚に就て實驗致しました結果は普通弓狀紋と蹄狀紋との混合紋一、蹄狀紋と蹄狀紋の混合紋

	手 中指	手 環指	右 拇指	右 示指	右 中指	右 環指	右 小指
	一〇	一九					
一八三		二三		二七	一七	四四	一五
	一	九	九	三	五	一四	四
四七		七					
	六	六	三	四三	一	一二	一三
五八		一六					
	九	一七	一七	七	四	五	六
九三		四					
	二	五	五				
一五		一					
一							
三九							
	二八	四	六	四一	二七	七四	三八
四三		六					
		三	五九				

三を得ました次に二萬の箱の一棚原紙三百三枚に就て實驗の結果は蹄狀紋と蹄狀紋との混合紋一、を得ました、次に三萬の箱の一棚原紙二百四十枚に就て實驗の結果は、蹄狀紋と蹄狀紋との混合紋一、普通弓狀紋と蹄狀紋との混合紋一、を得ました次に四萬の箱の一棚原紙百二十五枚に就て實驗の結果は〇でありました、次に五萬の箱の一棚原紙百三十七枚に就て實驗の結果は蹄狀紋と蹄狀紋との混合紋三、を得ました、次に六萬の箱の一棚原紙二百二十四枚に就て實驗の結果は蹄狀紋と蹄狀紋の混合紙三、を得ました、次に七萬の箱の一棚原紙二百二十八枚に就て實驗の結果は〇でありました、次に八萬の箱の一棚原紙二百五十一枚に就て實驗の結果は蹄狀紋と蹄狀紋の混合紋二、を得ました、次に九萬の箱の一棚原紙三百枚に就て實驗の結果は蹄狀紋と蹄狀紋の混合紋一、を得ました此の原紙の總計二千五十八枚即ち二萬千五百八十の指紋に就て統計致したことになります以上の統計表によりまして普通の弓狀紋は左手なれば何の指に多く表はれますかと申しますと其拇指のみに二個を發見しました次に突起弓狀紋と蹄狀紋との混合紋を調べますと此の二千百十八枚の原紙中には一個も發見することが出來ませんでした其後原紙を取扱ひまする際に注意して居りますと左手の示指に二個右手の示指に一個を發見致しました此の現象を見ますと右左とも示指に限り表はれましたのは聊か注意するに値するものと存じますこの如く統計後に發見致しました指紋は表中括弧を附して置きましたから茲に御注意して置きます次に蹄狀紋と蹄狀紋との混合紋を調べますと左手では示指に一、右手では示指に六、環指に二、小指に一あることを發見致しました之を以て見ますと右手の示指に最も多く表はれたのは注意すべき現象と思ひます、次に渦狀紋と蹄狀紋との混合紋でありますが之れは別に特徴ある現象を得られませんでした次に環狀紋と蹄狀紋との混合紋は左手の拇

は注意すべき現象であります

（第四表）　指紋數二、二四〇に對し五一　大正三年三月一日

特別渦狀紋

	左手 拇指	左手 示指	左手 中指	左手 環指	左手 小指	右手 拇指	右手 示指	右手 中指	右手 環指	右手 小指
（形A）	七									一二
（形B）	一六					七				二六
（形C）	一一					二				一四
	三四					一〇				五一

今日迄の學者の調査に依りますと指紋と個人の性質とに、就ては餘り深い關係は無い事になつて居りますが併し指紋の特徴に依りましては何等か其間に或る關係が生じている樣に思はれます其理由としては餘り貧弱なものでありますが古來の傳說に依りますと俗に流れと云ふ指紋を有する者は普通人であつて渦卷と云ふ指紋を有するものは傑人であると申して居ります此等は強ち根據がないものでもありますまいと思ひます又現に司法省に集めてあります四人二十六萬餘の指紋原紙に就きまして調べましても十指悉く渦狀紋を有するものは概して複雜なる犯罪性を有して居ります之に反して十指全部蹄狀紋を有するものは比較的其犯罪性は單純でありますを以て見ましても指紋と人の性質とに就ては全然無關係なものでもなさそうでありますを之に就て左に調査致しましたものを御參考を願ひたいのであります最も左の調査は單に統計上に表はれた指紋の特徴と犯罪性との關係を

第二、指紋の特徴と犯罪性

對照したのみに過ぎませぬので其の關係の有無を斷定したのではないことを注意して置きます

（一）普通弓狀紋と蹄狀紋との混合紋
- 文書僞造行使
- 詐欺未遂
- 賭物牙保文書僞造行使詐欺

此の普通弓狀紋と蹄狀紋との混合紋は甚だ類の尠い指紋でありまして二萬千九百八十の指紋（第三表參照）中僅に二個を發見致したのみで此の指紋と犯罪性の關係を見ますと文書僞造行使詐欺未遂が一つ賭物牙保文書僞造行使詐欺が一つでありますが前者は男囚で後者は女囚でありました其後原紙扱取の際注意して居りますと單に竊盜と云ふのが一つありましたが之れも亦女囚でありました尙ほ多くの調査を經ませんければ確たる斷定は出來ませんが聊か注目する價値があると思ひますのは即ち此の指紋を有するものは女に多い傾向があること又男女ともに複雜な犯罪性を有するもので

あると云ふことは疑ひありません故に此指紋を有するもので單純な犯罪行爲であれば之は前科、累犯等を包藏の者と認めますので實務に當る諸賢の特に御注意を願ひ御研究をして戴きたいと存じます

（二）突起弓狀紋と蹄狀紋との混合紋
- 賭博、文書僞造行使、詐欺
- 嬰兒殺
- 逃亡

此の突起弓狀紋と蹄狀紋との混合紋は前述同樣甚だ稀な指紋て御座いまして前述の二萬餘の指紋の中には發見されませんなんので尙倍以上の數に致し統計を採りました結果三個發見しました（第三表參照）其內で賭博文書僞造行使詐欺の數罪あるもの一、逃亡一、次に最も注目に値するのは一人で普通弓狀紋と蹄狀紋の混合紋（左手の拇指にあり）と突起弓狀紋と蹄狀紋の混合紋（右手の示指にあり）との二者を有せるもの此れは男囚で嬰兒殺でありまず此の指紋も亦複雜な犯罪性を有する

ものであります

（三）蹄狀紋と蹄狀紋との混合紋〈竊盜 賭博〉

蹄狀紋と蹄狀紋との混合紋に屬すべき指紋は前述のものに比較すれば多數ありますので第三統計表に於きまして十個ある內竊盜が四、賭博が二、殺人强盜が一、强姦が一、官職詐稱が一、橫領が一、ありますが此の指紋には概して竊盜、賭博が多いのであります犯罪性は前述のものに比較すれば稍や單純であります

（四）渦狀紋と蹄狀紋との混合紋〈竊盜 賭博〉

第三統計表に於きまして此の渦狀紋と蹄狀紋との混合紋は三個ある內竊盜が二、詐欺橫領が一であります

此の表に顯はれました所では未だ充分なことは解りませんので尙原紙取扱の際に注意して居りますと竊盜、賭博が一番多いことを發見致しました

（五）環狀紋と蹄狀紋との混合紋〈文書僞造行使詐欺〉

此の環狀紋と蹄狀紋との混合紋の指紋は甚だ尠ないので統計を採るに困難でありまして第三表に顯はれました一個は文書僞造行使詐欺であります其外調査致しますと故殺未遂一、竊盜一を發見致しましたが一定した罪質は得られませんでした、然し此の種の指紋を有するものは大概數罪あるものが多いことを御承知願ひたいのであります

純變體紋〈橫領 賭博 竊盜〉

純變體紋は指紋の中でも最も少ない指紋でありまして五百人即ち五千の指紋に對し僅かに一個の割合であります第三表に於て三個あります中一は橫領、一は賭博、一は竊盜で竊盜は女でありました其後の調査で賭博一、竊盜一を發見しましたが

竊盜はやはり女でありました此等は注意すべき現象と思ひます

特別渦狀紋

A形〈竊盜 詐欺〉

此のA形に屬する渦狀紋は第四表に於きまして十一個ありますが其犯罪性を調べますと竊盜二、詐欺一、證書僞造行使一、謀殺、恐喝取財の數罪あるもの一、詐欺竊盜一、强姦一、婦女誘拐一、賍物故買一、で此の婦女誘拐と賍物故買は女でありまして其後の調査によりますと復た女で詐欺及家宅侵入と云ふのがありました此の指紋を有するものは比較的女に多く其犯罪性は概して獰惡であります

B形〈竊盜〉

此のB形に屬する指紋は第四表に於て十六個ありますが文書僞造、詐欺、賭博等で一番竊盜が多數であり犯罪性は概して單純であります

C形〈竊盜 賭博〉

此のC形に屬する指紋は第四表に於て十一個ありますが竊盜、賭博が一番多く文書僞造などもあります概して犯罪性は單純であります

此の外、甲種蹄狀紋に就て調べますと甲種には賭博竊盜などが數多て又文書僞造行使、橫領等もありますか犯罪性としては概して普通であります又特別蹄狀紋に就て調査致しますと普通蹄狀紋と大差がありませんでした三個ある內賭博が一、竊盜が一、强盜が一と云ふ割合になります之れで大體特徵ある指紋と犯罪性の關係は調査し終りましたので茲に一先筆を擱くことゝ致します

又新日乘

（大正三年三月）

河野東籬

◎犯罪者の親族に及ぼす刑の威力、昔は連座の制あり、犯罪の種類に由りては、刑三族に及ぼし或

は九族をも罰したることありと聞く、今日は犯人その者のみを罰するに止まり、刑を無辜の民に及ぼすことなきは、頗る文明的たるの觀ありと雖も、犯人の家族たる者、實際に於て連座に等しき痛苦を免かれざるもの多し。本月三日市谷監獄に接見に來りし某囚人の兄（二十七八歲）は、接見室に於て獄衣を着せる弟を見るや、茫然自失一言をも發し得ず、泣きもせず、怒りもせず、喜びもせず、思案の色もなく、只無言の儘立往生となりたり。立會官は要件を語れと注意すれども、語ることなく、囚人たる弟は如何なる用向で御座るかと發言を促せども、應ずる氣色なく、殆んど瞳者の狀態たり。弟は兩三年間會はざりし兄に接せしゆゑ、家族の消息を聞かんとして、種々家庭の事情を訊問したるに、漸く口を纔かに開きて、うちは無事であると低聲一言、亦無言の狀態となれり、囚人より更に兄さんは今何處に居らるゝやと問ひしに、一昨年より東京に來り本鄉に居ると答へて亦無言、遂に他事を語らすして退きたり。同人が接見出願の趣旨は、弟に家庭の事情を傳へて訓誡を加へたしとのことなりしも、弟の獄衣を纏へる姿を見て、驚歎の餘り、胸中無限の感慨に充たされ、言はんと欲して言ふ能はざりしものゝ如し。凡そ接見者の表情には種々あり、或は本人入監後家庭の貧苦を語りて泣く妻あり、或は祖先以來無瑕の家名を汚がされたりとて怒る父あり、或は數年間消息を得ざりし愛子の顏に接するを得たりとて喜ぶ母あり、或は兄弟たる關係上同僚及び友人の間に面目なしとて切齒する兄あり、或は老衰の身を以て獄中の起居堪へがたかるべしと哀む子あり、その悲哀の語暗々、その訓誡の言刺々、制限の時間將さに過ぎんとして、立會官の注意を受けて尙止む能はざるもの多きこと一般の通例なるに、無言の立往生となりし右の如き者、蓋し希有の事に屬す。東京に一二年住居して世間馴れたる者にして、斯の如き狀態を呈するもの、その胸中の刺戟頗る强きものありしならん。古今の刑の程度を比較すれば、今の刑は輕きに失するの嫌ありと論する人あり、と雖も、その輕く見ゆるは表面に顯はれたる犯人の受る刑罰にして、その裏面に及ぼす刑の威力として親族の感受する痛苦を察し來れば、古今その程度を異にせざるの觀なくんばあらず。余は接見信書及び囚人の陳情等に由りて家族の慘狀を察知する毎に、その痛苦は受刑者よりも一層深刻なるを感せずんばあらざるなり。

◎作業の訓練、作業は行刑上重要の事項にして、之を督勵することは、何れの監獄に於ても大に勉めつゝある所なりと雖も、その之を督勵する趣旨が果して作業を科する精神に適合せるや否やは、大に研究すべき問題なりとす。眞木事務官頃日この問題に就て語りて曰く、歐洲に於ては作業を督勵するに、是れ丈働かねば生活が出來ないと云ふ觀念を與ふるを目的として督勵せり、我國の監獄に於ては、この觀念を與ふることが缺けつゝある如く見ゆ、尙その勞働の程度に於ても、食ふに足る丈の勞銀を產み出す程度の仕事を爲さしめざる所も多くあり、固より業種に由りては、勞銀の高下あり、一律に言ふを得ざるも、督勵の趣旨は概して、是れ丈働かねば食ふことは出來ないと云ふ觀念を起さしむる樣に督勵せさるべからずと。この說實に作業督勵上の金言たり。凡そ監獄の作業は一面に於て懲戒の具となり、他面に於ては勞働の習慣を養成する訓育の道となれり。大祭日に就業を免するの規定及び　皇室の御大故等に際して就業を免せらるゝの趣旨、或は禁錮囚に作業を科せざるの精神より觀察すれば、作業は懲戒の意味に於て科せられつゝありと見るべきものなるも、實際に於ては、作業は懲戒の具とならずして、寧ろ慰安の用を爲せるの觀なき能はず、少數の例外を除くの外、免業の日の多きは却つて之を苦とし、就業することを望むもの多くあるの事實、之を證明して餘りあり。又勞働の習慣を養成するの意あ

りとするも、監獄の勞働程度は、世間の勞働程度に比して同等以上と云ふを得ず、處遇上他の事情の爲めに、世間の勞働と同等の程度まで之を使役するを得ざる困難の事情あるを以て、監獄に於て耐へ得たる勞働の習慣にては、世間に出でて勞働の競爭を爲し得ざる者多し。如上の事實なるを以て、懲戒の意味に於ても、その効甚だ鈍く、勞働訓練の意味に於ても、その益甚だ乏し、是に於て乎作業督勵の問題の忽にすべからざるを感せすんばあらず、右眞木事務官の談、この問題に向て頗る有益の說たるに値す。勞働强制の點に於ては同一なるも、之を單に勞働の習慣を養成する意味のみに於てせず、是れ丈働かねば生活出來ざるべしとの觀念を起さしむることに注意すること、蓋し此の說の特色なりとす。典獄の訓示に於ても、敎誨師の敎誨に於ても、將又直接强制の任に當る看守の督勵に於ても、常に此の觀念を與ふることを主要の目的とせざるべからず。

◎敎育上學期の定め方、監獄の敎育は其生徒たる囚人に刑期の長短ありて、在學期間或は二年三年に渉る者あり、或は三ヶ月四ヶ月に止る者あり、之を一定の期間に割り當てたる學科及び程度を以て敎育せんとするは、甚しき無謀の擧と言はさるべからず、宜しく刑期の長短に應して、二類若くは三四類に學期を區別し、短期刑の者には、科目を一二科に止め、而も短期日の間に敎へ得べき程度を量りて之を敎授するにあらされば、敎育の効期すべからずとは、是れ亦眞木事務官の談片なり、監獄の敎育は小學程度に依て之を行ふこと、大體の方針なりとするも、その就學者たる者は十六歲以上の者にして、之を世間の小學生徒たる七八歲の者に比せば、文字こそ知らずとするも、一般智識の程度、及び思想の發達、固より同一の論にあらず、故に敎科書も年齡相當に編纂するの必要あると共に、短期刑の者に對して六年間を費して敎ゆる仕組にせる敎へ方を執るは、不適當たること

論を俟たず、四ヶ月や六ヶ月の間に、五科目六科目の多き科目を敎へんとするは、實際に不可能の事なるを以て、習字の一科目か、若くは簡易なる算盤の使用法を敎ゆるに止めざるべからず、之を三年も五年も在監するものと同一律に敎育することは、非常識の沙汰と言はざるべからず。されば監獄の敎育を有効ならしめんとせば、その敎育期間を六ヶ月、一年、二年、四年と四類位に區別して其學期を定め、六ヶ月以內にて濟ますべきものには二科目、一年以內にて濟ますべきものには三科目、二年以上のものには數科目を敎授する方法を立て、以て敎育を適切ならしむること、是れ緊要なる研究問題たらずんばあらず。

家族懇話會

宮城監獄職員間には從來月二回の講話會あり精神修養の傍ら一面相互の融和を圖り一致協力して職務の成績を擧くる事に努め居りしが今回更に家族懇和會なるものを組織し六月七日其發會式を擧けたり會場は演武場にして此日の來會者實に二百餘名、先づ江澤典獄は會頭として開會の趣旨を告げ次で小野監獄醫は衛生に關し主婦の心得を說き、最後に東華女學校敎諭白石女史より婦德の修養につき頗る有益なる講話あり。それより餘興に入り素人浪花節淨瑠璃蓄音器等數番、此間茶菓の饗應あり和氣堂に滿ち午後五時散會を告ぐ、因に同會の會則なるもの左の如し

職員家族懇和會

一、本會は職員家族の慰安並に修道を目的とす。
一、右目的の爲め每月一回（第一土曜又は日曜日）懇和會を開き講師の訓話を聽き且つ時機に應し慰安の催を爲す。
當監職員並に職員の家族は本會に出席する義務あるものとす。
一、本會は典獄を會頭に戴き各主任を幹事とす、且つ職員の住宅を左の四區に分ちて各區に通報係を置く。

第一區	北官舍	通報係（部長中田總三郎 部長阿部長三郎）
第二區	正門道	通報係（部長小長井喜太郎 看守醍醐欽次郎）

第三區　南官舍　通報係（部長木村三五）
第四區　官舍外　通報係（同　阿部年吉）（同　上田筆松）（部長阿部眞規）

一、本會の經費は文武費より支辨す。
一、本會に出席の際は勉めて綿服を着用すること規約す其他總て質素を主義とする事。
尙ほ會同の際小兒を同伴出席する事は毫も差支なし。
一、其他必要なる事項は監獄官會議に於て議決す。
（注意）本書は職員の各戸に貼付し置かるべし。



寄書

不良少年に對する刑事政策

（承第廿七卷第五號）

日本犯罪學會々員　澤田順次郎

○第三　不良少年の惡癖

不良少年には種々の團體を造つて、婦人に戲れたり、良家の少年を脅迫して、金品を捲き上げたり、或ひは掏摸、竊盜を働いたり、一樣でないことは前に述べた如く、隨つて其の性格も一樣でないが、一般に彼れらには、其の通性と認むべき特殊の惡癖がある。次に其の主なるものを擧げて見やう。

一　虛言性
二　盜癖

三　濫費性
四　驕奢
五　虛榮
六　放蕩淫逸
七　懶惰性
八　憤慢不遜
九　猜疑心
十　殘忍酷薄
十一　好奇心
十二　喧噪性
十三　破壞性
十四　惡謔
十五　飮酒及び喫煙

以下順次に其の概要を說明するであらう。

一　虛言性

虛言を吐くことは不良少年の通癖で、先天と謂つてもよい位である。何れの不良少年もみな虛言を吐くが、唯だこれを吐くに大小巧拙の差があるのみである。

そも虛言の吐き初めは、極めて幼少の時からで、自己の過失或ひは不正の行爲を繕はんが爲に、有ること無いことを、出任せに言つて一時を瞞着せんとするのである。例へば玩弄物を毀して、誰の爲に毀されたといひ、或ひは自分が紛失して、盜まれたなどいふの類である。此の癖が學校に行くやうになれば、愈〻發達して、複習の爲に居殘つたとか、或ひは掃除番に當つたとか、宜い加減に造り事をするのが常である。

叱られるのを恐れて、虛言を吐くうちはまだしもなれども、漸々其の術に習熟すると、今度は自分から進んで虛言を吐くやうになるのである。例へば書籍、筆墨を買はなくてはならぬとか、運動會の費用だとか何とか言つて、金錢を請求るの類である。大膽な者は他人を欺いて、金を着服するに至るのである。

自分の知れる某家で、非常に虛言吐きの小兒

があつた。此の小兒は學校で仲間から强迫されて、家から金品を持ち出す爲に、虚言を吐いたのが習慣となつたのである。最初は鉛筆二本を持つて行かなければ苛められるとあつてそれ丈持つて行き、次ぎには半紙何帖、墨何挺手帳何冊、菓子幾つといふ樣で、種々の物を吩付られて來る。若しそれを持つて行かないと、罰とあつて其の倍に科せられ、仕舞ひには鉛筆五十本、半紙二十帖といふ樣に殖されて、小兒は學校に行くのを、大變に恐れるやうになつた。

それで種々宥めすかして聞いて見ると、右の樣な次第なので、親達も是れで自ら學校に行き、敎師に面會して事情を述ぶると、惡生徒等が散々に叱られて引き下つたが、其の小兒は彼等の復讐を恐れて、到々學校を止めて仕まつた。

これは、强迫されて虚言を吐くことに慣れたのであるが、これを其の儘に放任して置くと、段々惡いことを覺えて、遂には不良少年に感化してしまうのである。

他人の家に行つて、哀れにも身の落命を訴へ、或ひは不具癈疾の狀を裝ふて、同情を受けつゝ徘徊する者なども、此の種のものである。

二　盜癖

竊盜と虚言とは附きもので、虚言は盜賊の始まりといふ喩へもある。それ故に竊盜は虚言の進歩したものと看做すも誣言でない。

竊盜の初めは、母の財嚢を探して、一錢二錢とくすね、或ひは落ち物を拾ひては秘して自己の所有とするの類で、次ぎには買ひ物の錢を胡摩化すに至ることは、殆んどお定りである。これに就て次ぎの例がある。

或る家の某といへる小兒、十一歳なるが如何なる性質にや、兎角人の物を胡摩化す癖がある。けれども親はそれとも知らずして買ひ物に使ひにやると、五錢の物は七錢、七錢の物は十錢といふが如く、實價より二三割高く言つて來るけれども、其

の母は實と信じて、初めの中はこれを疑ふことなかつたが、他の人の買ひ物は安くして、分量も多いので、漸々心附き、一日例の如く十錢を與へて使ひに出し遣つた後、密かに其の跡を追躡すると、彼はそれとも知らず、買ひ物を果して、途すがら餅菓子を頬つ張りつゝ歸る後から、突然母は呼び止めた。小兒は吃驚して、口の物を辛ふじて嚥下したけれども、尙手にせる物あるに、惜いとは思ひながら、ソッと傍の溝に棄てゝ、素知らぬ體を裝ふた。けれども母は知らぬ振をして、家に歸つてから嚴しく詰問したので、包み切れず、これまでの所業を殘らず白狀した。母は懇ろに其の不心得を諭し、爾來は買ひ物に出さゝるは勿論、監督を嚴重にしたけれども、何うしても其の惡癖が止まなんだといふ。

筆墨紙若しくは本代を胡摩化す者と、此の種のもので、甚だしきは月謝を費ひ込んで、家へは出したと嘘を吐く者もある。

それでも我が月謝を費ふ初は、まだしもだが、增長すると人の月謝を懷に入るやうになる。此れらの金は、買ひ喰ひ或ひは活動寫眞其の他興業物觀覽の資となるもので、一步進むと掻ッ拂、掏摸を働き、純然たる竊盜となるのである。

若し爾の家に、母の錢をくすねる小兒があつたならば、敎訓を怠つてはならぬ。年が行くに從つて直るであらうと思ふのは、大なる誤解である。

三　濫費性

濫費とは無茶使ひをすることで、これも不良少年の通性である。不良少年で此の性癖を有せぬものは尠ない。

小兒の中は、物の費ひことを知らぬから、物を粗末に取り扱ふこと常であるけれども、學校に行く頃になると、自ら物を大切にするやうになるものである。これは普通の性質であるが、家庭の躾けの惡い者、又は惡友と交つて居る者は、濫費に流れて、無茶使ひをすることを、何とも思はぬ樣

になるのである。

濫費の始まりは、學校の日用品例へば習字又は圖書の用紙を多く持つて來ては、惡戲書きをしたり、或ひは破つたりすることを、惜いとも思はぬ。又鉛筆なども一寸使つた切りで、直ぐに棄てる者もある。

斯る者に限つて、新規の物を欲しがり、何でも新らしい物、新らしい物と追ふて、それを手に入れない中は拗ねて、其の母を困らすことが多い。

これも其の一例として見るべきものであるが、某家に八歳の男兒があつた。一人息子であるので母は喜める樣に愛し、其の兒の爲には、何でも惜しまず金をかけた。學校でも他の小兒等の坊ツチヤン〳〵と追從されて見たく、種々の物を持つて行つては、これを誰彼の別なく與へて、機嫌を取らるゝのを、此の上なく喜び、其の母も子の爲と思つて、敎員から小使に至るまで心附けをして、少なからぬ費ひをかけたが、其の子は成長するに從ひ、鷹揚よりは虛榮となつて、身の廻はりにのみ腐心し、遂には父の金を持出して、情婦と駈落するに至つた。

斯くの如く濫費性は、驕奢の基で、自力で其の慾を充たすことが出來ぬと、人の物を盜む樣になるが如く、漸々盜賊根性に移つて行くものである。盜賊が金錢を、湯水の如く費すのは、人の金を只取りする爲であるけれども、又幼時の濫費性によつて力あるのである。

小兒の濫費性を矯正する方法としては、其の日用品に制限を設くること必要である。小學校に依つては、初期生徒の學用品を學年の初めて、其の父兄から幾千と定めて預り置いて、使用の都度一定數だけ渡す所もある。これは良い習慣である。

四　驕奢、虛榮、遊蕩及び放逸

驕奢は濫費性の發達したものなることは、前に言つた如く、これも一般に不良少年の好むところである。中には虛榮に流るゝ者も多くあるが、驕奢が進むと、遊蕩となる。

遊蕩及び放逸は、驕奢の增長したもので、最初は蕎麥屋、牛肉屋、天婦羅屋等に登り、それから銘酒屋、料理店、妓樓といふやうに、遊蕩の味を覺えるのである。

五　悚惰

悚惰も不良少年の附きものである。彼れらは勉强することを嫌ひ、仕事することを好まぬ。學校へ行けば、敎場で居睡りをなし、然らざれば仲間と密話し、或ひは惡戲をして、少しも眞面目になることはない。

或る中學校の二年生に、某といふ惡學生があつた。敎師を侮蔑すること甚だしく、敎師が墨板に向つて書き始めると、敎場で口笛を吹いたり、靴を踏み鳴らしたり、或は紙を丸にして敎壇に投げつけたり、その惡戲をすること夥しかつた。敎師は初めの中は、其の誰の所以であるか判明らなかつたが、度々のことに遂にそれを發見して詰問すると頭を垂れて恐れ入つたかと思ふと、ナアニ恐れ入る所の譯でない、机の下から樂書の紙片を隣席の仲間に送るといふ始末に、何れの敎師も呆れて、匙を投げて遂に其惡生は放校になつたが、悚惰と惡戲とは、深い關係を有する樣である。

學校に於て不良な生徒は、家庭に於ても同樣である。彼れらは朝遲く起き、起きれば顔を洗つて食事をする外に、掃除もせずに學校に行つて仕舞ふ（果して學校に行くか何うか判然らぬが）而して家に歸つた後も、復習するでなく、下調べをするでなく、たゞ惡戲遊びをして日を暮らして仕まうのである。或る悚惰生は、愚鈍にして猜忌に富み、その上不遜、傲慢で殆んど手の附けやうなく、學校を續いて三回落第して遂に放校になつた。

六　傲慢、不遜及び反抗性

此れらの性質も亦、不良少年に多く見る所である。同輩を蔑視し、弱い者を苛め、長者を馬鹿にして、其の命に從はぬことなどは、殆んど普通で

ある。或ひは又其の反對に、温順なるものとあつて、一見したる所では、如何にも優しげなれども、蔭へ廻はれば地金を露はして、傲慢となるものもある。斯くの如きは謂ゆる猫を冠れる者で、惡性のものは、却つて此の種の者に多くある。

反抗心も彼等の特性である。負け惜しみ強く、飽までも抵抗し、到底自己の力に及ばざる時は、仲間を語らひて復讐するのである。

七　猜疑心及び殘忍酷薄

猜疑心とは嫉妬と疑心と結合したものであつて、其の不良少年に發達せるのは、彼れらが人を見る時に、上眼使ひをするのに徴して、推知することが出來る。彼れ等の拗ねたる根性は、猜疑心の結果と謂ふべきである。

殊に不良少年に多い性質は、殘忍酷薄である。彼れらが如何に殘忍に富めるかは、次ぎの事實に依つて知ることが出來る。

或る不良少年が、飼猫が鍾愛の金魚を食つたとあつて大に怒り、突然其の猫を縛してこれを木に吊し、其の下から火を焚いて、猫が苦しみつゝ悲鳴を擧ぐるのを、さも面白さうに眺めて、遂にこれを焼き殺したことがある。

又或る少年は罪の無い飼犬を虐待し、一日柄杓に熱湯を酌んでこれを其の餘念なく食事しつゝある犬の頭上から灌ぎかけた。犬は悲鳴を擧げて逃げ行く後から、棍棒を振つて追ひかけ、其の頭部を亂打して、殆んど半死半生の體となしたことがある。彼は何故に斯く其の飼犬を虐待したかといふに、別に理由があるでなく、たゞ犬が悲鳴を擧げて苦しむのが面白いといふことである。

此の種の少年は、人に對しても殘酷に取り扱ふことを好み弱い者を虐待して、其の苦しむのを愉快とするのである。彼等が活動寫眞で、殘酷のフイルムを喜ぶ傾きのあるのは、斯る性癖を有するからである。此の點に於ては、不良少年は野蠻人に似て居る。

八　好奇心及び喧噪性

奇を好むのは人情であるけれども、不良少年の好奇心は特別で、何でも變つた事を好む癖がある。一方に於ては精神が散慢して、騒擾することを好み、一分間と雖も靜肅に保つこと能はずして、獨居の際は、惡戲をなし、群集の場合には喧噪して、人の言ふことを聞かぬとは、感化院に於ける教師の言ふ所である。

九　破壞性、惡戲、飲酒性及び好煙性

破壞性に富むものも、不良少年に多くある。彼等は如何なる高價の物でも、破壞すること、常識では判じ難きものがある。感化院では彼れ等の爲めに、器械、標本、戸棚等を破壞せらるゝことが多いので、其の取締りに困つて居るといふことである。

活動寫眞で、西洋の不良少年が、父母の留守中に、兄弟が謀し合せて、室内の物品を破壞し、水道の栓を拔いて、室内を湖水と化せしむる惡戲などは、彼等の拍手喝采して歡迎するところである。

惡戲とは惡戲のことで、惡口、罵詈を好み、人を愚弄することなど、極めて巧みである。途上通行の人の顔を覗き込んでは、冷笑し、又惡評を加ふるが如き少年は、不良者たるに違ひないのである。

酒と煙草とは、不良少年の最も好むところのもので、十中の八九まではみなこれを好む。酒は諸罪惡の基礎で、人を墮落に導びくことは、茲に言ふを要せぬ。（未完）

監獄衛生叢談

金澤　石崎貧樂生

○在監者の死亡數を減少せしむることは年來の希望なりと雖も之を良民に均しからしむることは不可能なりとす又た在監者に付て其平均生活年齡を調査することは趣味ある問題なりと雖も如何せん全生活間因人生活をなす者に非ざれば之を研究す

ること甚だ困難なり良民にありては其壽命日本人は平均三十八歳にして英國人は五十歳なりと云ふ之れ衞生狀態の進歩に差違ある反應に外ならざるなり。

吾人の健康は種々の統計によりて明にすることを得べし普通は死亡と出産との比較統計によると雖も監獄の如き只在監人員と死亡の比例により之を數年前に比較し其死亡率の增減により衞生狀態の如何を伺はんと欲すと雖も之れ正當の觀察に非ざるなり如何となれば各監獄病者の稍〻甚き者に付ては刑の執行停止を行ひ眞正なる死亡數を見る能はざるを以て監獄と死亡との關係は衞生狀態の結果を標示する者に非ず又た假令執行停止を行はざるにもせよ在監者死亡の多少を以て直ちに衞生狀態の良否を決定すべき者に非ず入監者の如何によりて死亡數に影響を來すことは數の免れざる所なりとす

受刑者が自由を剝脫せられ精神を抑壓せられ衞生上の一大要素を奪却せられ居ることは刑の執行上已むを得ざることなりと雖も古來彼等の處遇に付ては或は寬に流れ嚴に失したるが如きことあるは歐米も日本も亦た免かる可らざる所にして之を監獄の歷史に徵して明かなりとす然ども衞生的保障は常に最小極限に限るを可とする者の如し假令新刑法實施以來刑期長き者多しとするも或は其後日月を經過するに從て自由裁量の異動は根底より變化を來せりと雖も之れ予等の容喙すべき所に非ず要するに犯罪者と雖も依然人類たるを失はざれば人苟くも其人格を尊重する限り刑事裁判官が法によりて宣告する各自由刑が全く健康傷害の最大極限たる人命滅却即ち受刑者死歿の臆斷ならざる限り監獄內に於て施すべき衞生制度も亦た必ず之を標準とし之によりて其の程度を定めざる可らず。

ストレングに謂へらく刑を適用するに中り短期に於ては膺懲の功を奏せしめ長期に於ては肉體受

害の虞なからしむること刑執行上一般に須く講究すべき問題なりとヴールベルグ曰く世の難ずる者監獄生活は貧窶の勞働者に勝ると故に兒兒は進んで逸樂の拘禁を撰取し因て處世の痛苦を免れんとすと之れ理なきに非ずと雖も只最短期の刑に服する者に限るの實況にして唯安逸利便の刑事的給養を愛する爲め甘んじて殘留する者果して幾何なるべき乎出監の日を待つ一日千秋屈指措かず云々、歐洲に於ては最近一世紀間監獄衞生に著しき進歩を來し監獄死亡數に著しき減少を來せり在監者の死亡數が良民の夫に比し大差なからしめんと欲するが如きは社會の一問題にして衞生的保護の範圍を超越せんか之れ却て彼等に對し過分不正の恩惠とならん爲めに刑の本質と相一致せず徒に其健康を增進する意外の奇觀を呈するに至らん。

犯罪者は洋の東西を論せず二十乃至四十歳の者大部を占む人類死亡の時期にある幼者老者は尤も僅少なり又た出獄者が生期を短縮するの傾あるを以て囚徒の死亡數と良民死亡數との比較は困難なる點あり。

ウイルレルムは中年壯丁にして刑の宣告を受けたる者の內船役に處せらるゝ者は凡て三十年乃至三十三年懲役に處せらるゝ者は同じく三十六年其生期を短縮せらると云ふマッペウスは囚徒中幼者なきときは其大部分は中年壯丁なるを以て其死亡數は實に驚くべく多數なりと今假に平均年齡を四十歳とすれば常民よりも三倍を下らず多きは五倍以上に至るとエンゲルは犯罪行爲により先づ危懼の念を起し更に良心の刺戟により精神上の痛苦を增し延て生理的變調を來し後ち拘禁を受くるに及び一層其苦惱を極め依て心身の衰弱を致すを常とす故に普國生命保險會社は犯人の生命を保險する場合には保險料は大凡二十歳增の割合なりと云ふマイエルは三十乃至四十歳を短縮すと云ふカイスレルは常民に比し中年者の生命十年を短縮すと云へり年齡を增すに從ひ漸く接近すと莫のション、

イー、ウオーカーは囚徒の死亡數常民より少なきことに付謂へらく之れ常民死亡の三分一を占むる十五歳以下の者を欠くと女子及び老者の少なきによりたる者にして換算するときは囚徒の死亡は常民と大差なきを示せり（英は囚徒中二十歳乃至四十歳比較的多しと云ふ）ベールは囚徒の死亡は十%を以て平均數とするを以て之を超過するときは衞生制度不良なる兆證なりと然れば現在普國及び日本共に死亡數尚ほ多きに失す殊に近來良民の死亡數は漸次減少するの今日なるを以てなり囚徒死亡の常民に比し過多なるは止むを得ざるも監獄制度の力により之を格外多數に至らしめざるは我々の常に努むべき所なりとす。

死亡の多き原因は囚徒中貧民多く之等は自由生活にありても死亡多し富人にしても過飲溺色等身體組織に弱點多し飢渴、放逸共に身體精神を衰廢し犯罪拘禁を受けたるものは其大部分は健康發達及び保全に最便ならざる監房に生活するとによる又た囚徒の大部分に體質上缺點あり之を以て監獄の非衞生的勢力に抗抵するの力を有せず其他刑の執行嚴正に行はるゝ者と見て自由束縛、個人的特性を顧みるに完全ならざること、規律に無制限に服從をなさしむること、壓迫的懲罰、家族と分離すること、內心の憂苦眞心悔悟、歡喜なく快樂なき單調無聊の現況、衞生的設備の不完全ベールは最初三年就中第二年は最危險期なりと三年四年以上監獄生活に慣るゝときは之に抵抗することを得るに至ると云へり然ども刑期の長短に從ひ死亡數に差あり刑期の增すに從ひ死亡者を增加することは明なり拘禁期間三ケ年間のものは五〇、八%なるに十ケ年間のものは一〇五、九%十四ケ年間乃至十九ケ年間のものは一四〇、一%の割合なり（プレツソ、エレゼー監獄）我國明治二十八年同三十三年迄の平均死亡數は四〇、七%なりしが明治三十五年より四十年迄の平均數は二二、八%となれり之れを歐米の各統計に比較するときは漸次衞生の進

歩發達せし狀況を認むることを得べしと雖も尙ほ社會一般の勞働者よりも死亡數多きを想へば監獄衞生の不備被ふべからざるなり依て一層衞生上に注意する所あらんことを望む。

○犯罪も迷信が動機となつて行はれる場合が多い西洋では未だに妖女とか魔術者とかの存在を信じて夫が動機となつて殺人抔の罪を犯した例は幾つもある其れから死靈の存在を信じたり又病氣は他の動物の憑依の結果であると信じたり病氣を他の動物乃至植物抔に移して癒さうとしたり治癒の方法として生きた人間の心臟を食ふとか屍を食ふとか種々のことがある食人種間には此迷信は力强く擴がつてゐる、それなら以上の樣な犯罪動機はどう云ふ心理學的根據に基くかと云ふに迷信即ち古い考には二つの條件がある一は消極的方面で智力の缺亡が大部分を占めて居るも一は積極的方面で感情的であると云ふのが大部分を占めて居る此の二の條件は互に關聯し交叉して行はれる感情的であるから論理的判斷は鈍いと云ふ樣な譯で丁度兒童の心理狀態に似て居る其他幻覺とか錯覺とが原因となる場合もあるが其は平常の心的狀態には先づ稀であるから必ずしも迷信と關聯せしめなくともよい。

○變質者 Degenerant は精神病性低格者 Psychopatische Minderwertigs 變質性格 Degenerative character 又精神病性人格及び體質 Psychopatische Persön lichkeit und Konstitution 又遺傳負因者 Erblich belastete 或は精神病性 Psychopathie 又中間者 grenz zzüstände 抔と言ひ表はされて居る。

タレベリン氏は變質と云ふことは社會的生活を學むて行くことが困難になるか或は又全く不能ならしむる性質のものであり、さうして其性質は遺傳性のものであると云ふてあります、かゝる性質はどう云ふ方面から起つて來るかと申しますと其原因は先天性と後天性とに分ける先天性には第一遺傳である親の精神病、神經病其他遺傳すべき疾

病の遺傳であるとか或は其外血族結婚それから又異種族間の結婚から起つて來る遺傳であります、それから第二に於きましては胚種の障害即ち受胎をします場合、分娩するまでの間母體子宮内に於て障害を受けると云ふので、之が親の梅毒或は結核或は「アルコール」中毒等の原因から胚種に影響し産れる子供に向つて先天性の變質を起して來る、それから後天性にはどうであるかと云ふと生後の腦神經病其他の重患により又或は一般社會生活狀態の影響より後天性に變質を起して來るのであります小供期に於ける教育の不良、家庭の不良、等も影響して來る、それから又段々に成長するにつれ生存競爭の劇烈に伴つて來る所の意思の軟化、身神の疲憊例へば勞働社會の如き者は身體を過度に使ふ爲に段々心神の疲憊を來し抵抗力が減弱して來る或は又性慾が減退して來る野蠻民族の如き者は食物の料理とか御馳走とか云ふ樣なことは撰ばない山野に行つて禽獸を捕つて喰つても飢渴の感情が盛んであるからそれでも美味の感覺を以て食べて居る之れが段々に人間が文明に進むと同時に御馳走でなければ甘くない煮るか燒くかしなければ食べなくなる、そこで料理法を撰ぶと云ふやうになる次には又結婚抔に致しましても現在の社會狀態は健康の者同志が互に結婚すると云ふ必要條件に兎角に障碍を與へる場合が多くて子孫の改良進化を圖ると云ふ理想的要件よりも寧ろ社會的物質的要件より結婚を強いらるゝことになり極言すれば貧富地位が結婚の目的物となる樣な惡傾向が支配することになると隨つて其子孫に對しては惡い影響を及ぼすと云ふやうなことになるのであります凡て自然淘汰は自然界の原則であつて之によつて自然社會の進化が伴ふのであります假令ば彼の游飛鳥の如きにしても毎歳海上を南から北の方に飛んで行くのであるが弱力者は途中で海に落ち死んで仕舞ふ強力者のみが各自の目的地に到着して卵を產むから其產まれる子供は强健なものゝみである之れは即ち自然淘汰の實例でありますが人間でも弱いものは倒れなければならぬと云ふことは當然でありますが併し文明と云ふものゝ或意味から云ふと之等を救助しなければならぬと云ふ義務を負はされて居る文明の進歩と共に法律、醫學に進み社會人道は唱へられ救濟保護の問題は八釜敷なつて來る結果どうしても弱者癈疾者が救はれることになるのは勢の免かれぬ所でありますから此等の者の子孫は其影響を受けて段々に變質して行く傾向がある云々



獨語

祿堂

櫻島の爆發は近來稀有の凶變にして之が爲め鹿兒島が蒙りたる災害は眞に悲慘を極む其一葦帶水を隔てゝ噴煙全島を蔽ひ黃灰日光を塞り天地震撼したるの時兒は親を呼び妻は夫を呼びて狂奔し喧々囂々混亂せる處宛然阿鼻地獄を現出したるものゝ如く聞く者をして今尚寒せすして慄せしむるものあり而して此際最も窮地に陷りたるものは問ふまでもなく鹿兒島監獄たり變報一たび到るや余輩をして疑懼措く能はざりしものは監獄の安危如何にありし果然建物の崩壞其他被害の猛烈なる市街一般と異なるものあらざりし然るに破獄逃走は勿論一名の負傷者だに之れ無りしは意外の幸なりき是れ天祐なるか將人力なるか余輩は職員諸子の功績として之を推稱するに躊躇せざるべし災害後間

監獄が發表したる報告書と當時の事情とは明に之を語れるにあらずや典獄始め職員の此間に於ける苦心慘憺果して幾何ぞや殊に斯る危急の際に在りては周章狼狽すること一般の人情なるに機宜の處置を誤らず能く此難局に處せられたるは感謝すべし若し戰時に於て此程の功勞ありしとせば金鵄勳章を賜はるに足らんか加ふるに職員の殆んど全數が一身一家の安危を顧みず不眠不休職務に盡瘁して毫も厭色なかりし一事に至ては眞に殉公の精神を發揮し得たるものにし一層敬服に堪へざるなり。

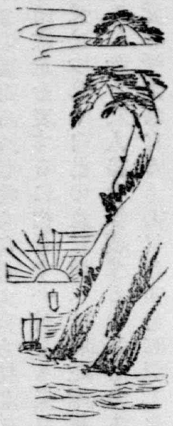
曾て某監獄に青年の一教誨師あり教誨の壇上に於て數百の受刑者に對し咳一咳して曰はく人間は一切神佛の前に罪人たるを免れず判檢事たると監獄官吏たると警察官吏たると將又受刑者たるとを問はざるなり人爲の法律上に在りてこそ官吏たると囚人との區別あれ神佛の法廷に於ては官吏も無く囚人も無く悉く有罪の宣告を受くべき筈なりと受刑者相見て莞爾たり宗教の教義よりせば此教誨師の言は寧ろ正當にして毫も比難すべきものにあらざるべし然れども斯の教誨が囚人の心理に及ぼす映響果して如何ぞや之を聽聞せし囚人は自己の罪惡に關し幾何かの慰藉を與へられたるを快と爲したるならん其相見て莞爾たるもの其故無しとせんや人を見て法を説けとの諺は眞に千古不磨の格言なりと謂ふべし。

曾て聞く歐米の監獄に於ては典獄始め監獄官吏の在監人に對し懇切丁寧なるの狀東洋人より見れば不可思議の感を爲すほどなりと云ふ假令ば典獄が出勤後監内を巡視するに當り囚人を見れば先づ言葉を掛けお早ーと云ふが如き其一例なりき畢竟在監者なりと雖ども其人格を認め其自重心を發揮せしめんとする趣旨にあり長官たる典獄にして既に斯の如しとせば其部下の吏僚が在監人に接するの狀態は推して之を知るを得べし國情民俗の異なる我邦の如き眞に其形式を取りて用ふるは或は害

ありて益無しとせざれども遇囚上其精神は大に之を學ふの要あるべし徒らに尊大自ら持し彼等が平身低頭敬意を表するに拘らず一瞥をも呉れざるが如き又は少しく自己の意に逆へば叱咤嘲罵を浴せ掛くるが如きは人格を無視するの甚しきものと思はる元來受刑者なるものは自重心に乏しきが其常なり彼等をして犯罪に陷らしめたる遠因も一は此自重心の乏しきにありとす殊に累犯者に至ては多くは自暴自棄にして自新の精神なし改善の至難なるも主として此に存するは誰も首肯する所なりされば監獄官吏たるもの日常處遇の間能く其人格を認め自重自新の精神を發揮せしむるに努むるは教養感化の第一義と謂べし但し往年某懲治監に於て懲治人に對して氏名を呼ぶに様付を以てしたるも其趣旨は歐米の其と同様に自重心を發揮せんとして企てられたるものならんも唯其形式を學んで其精神に至らざる所ありし爲め徒らに世の疑惑を招きたるは餘儀なし。

免囚保護事業の發達せんとするに伴ふて監獄官吏に希望せざるを得ざる一事あり免囚保護會なるものは既に改善せられ又は少くも改善の良望ありて出獄後正業に就き良民に復歸せんと欲するも刑餘の人たるが爲め社會に齟齬せられず衣食に窮し累犯に至るものを豫防するに在りとせば釋放せられて保護會に來るものは少くも稍改善せられたるものにして之を放任すれば累犯に陷り保護指導を加ふれば良民と爲し得べき境遇以上に立てるものならざるべからざる筈なり然るに其實際は既に改善せられあるものは勿論稍改善の情態に在るもの比較的少數にして教養感化上の未製品と認むべきもの比較的多し今日保護事業の成績振はざるは一は確に茲に原因するものありと認めらる惟ふに免囚保護は監獄行刑の延長なりとあるが如く其目的に犯罪の鎮壓と豫防其機關に官民の別こそあれ畢竟は連續せる仕事たり是を以て保護の成績に就ても獨り保護會の責任たるのみならず大體上より謂は

ゝ監獄と保護會との連帶責任と謂ふを得出獄後は保護會に於て熱誠を盡くして保護指導に努力すべきは云ふを俟たざれども監獄官吏たるものも又一層熱誠努力して矯正感化のことに從事せられんことを望まざるべからず勿論從來とても我監獄官吏が忠實に職務に執掌せらるゝは吾も人も認むる所なれども滿囚其他諸般の事項に就き尙改良の餘地ありとせば進んで充分改良の實を擧げられ來るべき保護事業の發達と相待つて再犯防遏の實効を奏せんことを希望するは不當の要求にあらざるべし。



保護

愛媛保護協會第二回評議員會概況

愛媛縣保護協會は大正二年六月二十日の創立に係り愛媛縣內の保護敎團を統一する機關なる所爾後敎團の分立創設等ありて現時十七箇敎團に達せるが此際諸般の協議打合を要する事項尠からず殊に今回の御大赦に依り前例に鑑み恩赦の大命降下ありたる場合に於て之に伴ふ出獄者保護に就ては一層特別の用意を要するものあるが爲めに各敎團長を招集し顧問全部の列席を求め豫め協議決定を爲し置くの急務あるを認め五月九日を期し本會第二回評議員會を同會事務所たる松山市豊坂町二丁目圓休寺內に開催せり當日出席せし評議員は各敎團代表者加藤乘了氏外十三名にして當日午前第八時評議員及役員參集し會長及副會長の改選其他に關

する內協議を爲し午前九時顧問以下參集し宮崎會長立つて開會の辭を述ぶ（此日同會總裁深町知事の訓示あるべき豫定の處俄かに家族の病氣事故に依り參會せられず）次に和田典獄は既往前年中の出獄者保護の成績に就き其實施上尙大に改良盡力を要すべきこと竝に再入者の減少せざる現況再入に至る迄の保護徑路等に就き詳細なる實例を說明して保護方の注意を促し殊に時節柄若し恩赦の大命降下の場合に際し出獄人保護に關しては層一層の用意を要すべき事項に付演述指導する所あり次に長谷場主事より大正二年度に於ける事務狀況竝に收支精算の報告ありたる後會長及副會長の選擧に移りたるが滿場異議なく再任を議決せり此に於て副會長松田敎務主任議長席に就き會則の改正事項諮問事項決議事項希望事項等の決議演述說明あり最後に大正三年度豫算を議決し尙ほ打解けて協會敎團間及各敎團相互間の打合等を爲し散會せり各種の會議事項中保護の實行方法に就き參考となるべき事項を摘錄すれば左の如し

諮問事項

一、入監通知を受けたる敎團の其者の留守宅訪問の狀況

（要領）各敎團は各寺院に入監通知の移牒を爲すも訪問は事實行はれざるもの多きが如し

一、警察官、市區町村長、靑年會長、在鄉軍人分會長と協力の狀況

（要領）東豫伊豫郡、西宇和郡、越智郡等にては稍協力し屢々會合せるも未だ一般に活動足らざるの感あり

一、保護臺帳に登記せらるゝ寺院の保護狀況報告徵集の狀況

（要領）本項は各敎團とも困難尠からず殊に山間僻地の寺院に至ては冷淡なるもの及び其報告方法を知悉せざるもの等あり漸次監督鼓舞に力めつゝあるの狀況なり

尙前三項に就ては各敎團より書面申報することに

に決す

決議事項

一、貯金通帳保管之事

出獄時の携有金は保護協會に於て歸鄉に必要なる旅裝費を控除したる殘額を郵便貯金として歸住地町村役場へ送付し同役場は之を教團長に轉送すべきに付教團長は之を保管せられ度こと但場合に依りては之を保護寺院に保管せしむるを妨げず

(決)　可成此趣旨に依り實行すること

一、貯金奬勵のこと

保護寺院は被保護者をして可成毎月貯蓄せしめ此の美風を養成するに努められ度こと

(決)　可決

一、居所不明者又は歸住せざる者あるときは受持寺院は爲念警察署役場等に照會して之れを確むること

(決)　可決

一、前項に依り確定せるものは受持寺院より教團長に報告し教團長は保護人名簿に相當記入を爲したる上控除し更に其旨保護協會に移牒すること

(決)　可決

一、他教團に移住する者に就ては先方の保護臺帳を移牒し尙協會へも移牒すること

(決)　可決

一、前項移住の移牒を受けたる教團長は保護寺院を定め保護に關する手續を盡すと同時に其寺院名を先きの教團長に通報のこと

但他府縣への移住者に就ては保護臺帳を添へ直接保護協會に報告し協會は之を住居地の保護會又は慈善團體等に通報して保護を依頼すること

(決)　可決

一、保護を解除せるものは其事由年月日を名簿に記入し置き單名票に確實に其旨記載報告すること

(決)　可決

一、行狀不良者は監獄當局へ報告上の必要あるに付住所氏名行狀の概略を記載し保護協會に報告せられ度こと

(決)　可決

一、各教團に於ける出獄者中模範的人物に就ては之を表彰すること

(決)　可決

當日顧問以下の列席せられたる重なる向は松山地方裁判所長判事千葉直枝、同檢事正福田正已典獄和田千松郎、愛媛縣警察部長時實秋穗、松山市長長井政光、松山警察署長警視新名鍋吉、松山辯護士會長野本半三郎、海南新聞社長藤野政高伊豫日々新聞社長代理野田邦彥、松山辯護士前會長野間恒太其他十數名にして頗る盛會なりしと云ふ、

宮城縣出獄人保護會の總會

大正三年五月十三日宮城控訴院内に於て同會の第

一、教團の事故は概ね左の各項に準據し即報を除くの外三ヶ月毎に一回取纏め翌月十日迄に報告のこと

一、集會及其狀況　(即報)

一、會則の變更改正、會長以下理事者の交迭(即報)

一、布教及其狀況

一、他官衙との交涉及其要領

一、出獄者を保護したる事實中著しき事項

一、出獄者の模範たるべき者の狀況

一、教團に於て團内各寺院の監督方法を定められたるときは其方法

一、其他參考となるべき事項

(決)　可決

一、出監後父兄と相談の上職業を定むる見込を以て出監後の職業の定まらざるものあり(保護臺帳中豫め其旨記載して通知す)如此は豫め必ず其父兄と懇談せられ相當世話準備せられ度こと

五回總會を開かる清水控訴院長三家檢事正を初め仙臺商業會議所八木會頭、早川元仙臺市長、齊田野副の各辯護士岩崎代議士、佐々木縣會議員、伊澤市會議員、佐藤部長、若林檢事、横山書記長、内田署長、和達櫻田、細谷尾形の各市有力者小原仙臺日々社長、木村、氏家、白鳥の各宗僧侶等四十餘名何れも定刻前に參集　午後二時田代會長開會を告げ次て江澤理事より會務の報告あり是より會員の質問及意見の交換あり引續き評議員會に移り「同會を法人組織と爲すの件」外二三の問題を議了し午後六時散會を告げたり當日は新任總裁三木檢事長代理として三家檢事正の講演ある筈なりしも時間の都合上見合せとなりたり當日評議員會に於ける諮問事項左の如し

一、家屋建築敷地買收の件
二、財團法人組織に變更の件
三、總裁奥宮正治氏辭任の件
四、總裁に三木猪太郎氏を推薦の件

五、會長田代進四郎氏滿期ニ依リ再選ノ件

埼玉慈善會保護院總會の狀況

埼玉慈善會保護院は去る五月二日常議員會同三日總會を日本赤十字社埼玉支部内に開きたり、二日の常議員會には、出席議員二十五名、浦和監獄典獄白井勇松氏の臨席ありて午後二時院長大島寛爾氏開會の旨を宣し、會の名稱變更定款の改正諸規則改正及理事の補欠選擧其他二三の議案に就き商議したり、翌三日の總會は午前十時開會大島院長より事業の成績前年度會計の報告定款其他諸規則の改正及び常議員の選擧等ありて暫時休憩の後更に午後一時より講演會に移り谷田司法省監獄局長添田埼玉縣知事は同會の將來に就ての警告的講演及び白井典獄の挨拶あり會員は孰れも熱心に傾聽し午後四時閉會せり、當日は會員百名以上の出席通知ありしも折惡しく雨天なりし爲め出席會員六十五名、傍聽者十數名なりき來賓としては谷田司法省監獄局長、添田埼玉縣知事、伊藤浦和地方裁判所長、竹田同檢事正、伊藤監獄協會主事、白井典獄、青木檢事、辻判事、尾崎判事、木戸判事石井地方課長代理秋庭屬、石黒保安課長等知名の士にして此日朝來雨天なりしに拘はらず頗る盛會なりき、總會の決議に依りて埼玉慈善會保護院を埼玉自彊會と改稱せらる、尚今回定款の改正に依り從來の役員の外新たに顧問として、埼玉縣内務部長、同警察部長、及浦和監獄典獄其他保護事業に關係を有し相當地位名望ある者を顧問に推薦し本支部とも一層活動することゝなりたるは大に喜ぶべきことなり

齊修會保護成績

齊修會は東京府豐多摩郡大久保百人町に在り本派本願寺連枝大谷尊由師會長として主宰せらる所今大正二年に於ける保護成績を左に揭ぐ

直接に保護したる者

一、塲内に於て就業したる者　男二十一名
　内
保護の必要なきに至りたる者　男一名
親族へ引渡したる者　男十二名
他人へ引渡したる者　男二名
無斷退會したる者　男五名
現在保護中の者　男一名

一、塲外に於て就業したる者　男七十二名
　内
保護の必要なきに至りたる者　男十七名
親族へ引渡したる者　男十三名
他人へ引渡したる者　男十二名
無斷にて退會したる者　男二十二名
現在保護中の者　男八名

間接に保護したる者

一、獨立して一家を立てたる者　男四名
　内
保護の必要なきに至りたる者　男一名

現在保護中の者　男三名
一、他家に雇はれたる者　男九名
　内
保護の必要なきに至りたる者　男四名
現在保護中の者　男五名
一時的に保護したる者　六十八名
一、出監の際一時宿泊せしむ　男二名
一、保護者を呼寄せて引渡す　男八名
一、衣食雜品又は旅費を給與す
一、親族又は故舊の許まで同伴す　男三十九名
一、停車場又は乘船所其他途中まで同伴す　男十三名
　男六名
　合計　百七十四名
埼玉自彊會保護成績
埼玉自彊會は埼玉縣代議士辯護士大島莞爾氏の主宰せらるゝ所にして埼玉縣北足立郡四百四十一番地にあり其大正二年度に於ける同院の保護成績は左の如しと云ふ

直接に保護したる者
一、場内に於て就業したる者　男十二名女一名
　内
保護の必要なきに至りたる者　男一名
親族へ引渡したる者　男二名
他人へ引渡したる者　男三名
退會を命じたる者　男一名
無斷退會したる者　男三名
現在保護中の者　男三名女一名
一、場外に於て就業したる者男二十四名女五名
　内
親族へ引渡したる者　男三名女一名
他人へ引渡したる者　男十三名
無斷退會したる者　男三名
他家に嫁す　女一名
現在保護中の者　男五名女三名
間接に保護したる者　男四百九名女三名
一、獨立して一家を立つる者男二百六十九名女

一名
　内
保護を解きたる者　男十七名
現在保護中の者　男二百五十二名女一名
一、他家に雇はれたる者　男六十一名
一、親族に寄食中の者　男七十九名女二名
　内
保護を解きたる者　男七名
現在保護中の者　男七十二名女二名
一時的に保護したる者　男六十四名女四名
一、出監の際一時宿泊せしむ男二十八名女一名
一、保護者を呼寄せ引渡す　男九名
一、衣食、雜品又は旅費を給與す　男五名
一、親族又は故舊の許まで同伴す男十一名女一名
一、停車場又は乘船所其他途中まで同伴す男一名女一名
一、家庭、隣佑、被害者との融和を計る男十名

女一名
被保護者の家族を扶助したる者　女四名



小田原分監の現況

一、教育

十四歳以上の義務教育年限を經過せる少年受刑者に對して從來普通小學校に於ける程度と教科書其儘にて教授し一ヶ年の科程を半ヶ年にて終了せしむる方法を採り來りしも斯くては徒らに形式に流れ實用的ならざるに付本年四月よりは簡易速成を主とせる實用向の教育規程に改め無學者より高等小學科卒業迄の者を三組に分ち單級教授の方法に依りて個人の學力に重きを措き進級を隨時とし尚農工商業の一般概念を授くる爲め實業補習學校の教科書をも採用することゝせり此法は實施日尚淺きも今少し經驗せば教師も生徒も此變則的方法に馴れ來りて好結果を得らるべしと信ぜらる毎週教授時數表次の如し

教科目 / 組	修身	國語讀方	國語書方	國語綴方	算術	實業	體操	計
第一組	三	三	七	二	三	—	七	二六
第二組	三	三	七	二	二	—	七	二五
第三組	三	二	七	二	三	一	七	二五
補習	二		七	二	三		七	二五

修身科の内一時間は毎週分監長自ら訓話を爲すを例とし書き方の練習は毎夜監房内に於て一時間宛之れを爲さしめ其時間には教師教誨師が交互に各監房を見廻はる事とせり

當監を距る約一里半許柏山村には至誠實行を以て報德主義を鼓吹せる近代の偉人二宮尊德先生の誕生地あり彼の幼時讀經を聽きて發奮せりと云ふ飯泉村の觀音堂亦一里に過ぎず加之分監處在地たる小田原町には縣社報德二宮神社の在るあり所謂報德主義を少年の輩に說明するに當り歷史上多大の利便を有するを以て先生に關する出版物六十餘種を購求して職員の閱讀に供し訓話の引例、教材にも先生の事蹟を傳ふるに努め特に獨居房者には先生の教訓掛圖(十枚一組)を懸け隨時之を取り換へ以て日夕其德風を仰慕せしめ感化の一助となしつゝあり

二、作業

昨年五六月頃はパテン纏、經木編、組紐工に大部分の受刑者を就業せしめ數名の指物工と耕耘夫の外監獄傭夫に使役せしも餘りに輕役のみに偏せしに依り新に工場作業として足袋底監房作業として廐工の契約を爲しパテン纏と經木編を廢止せりと雖も元來發育旺盛の時機にあり而かも勞働嫌忌の惡癖ある少年を矯正するには組紐、機織の如き女性的作業を以て滿足すべきにあらず「少年の感化は地に托せよ」との銘語の如く大に耕耘地を擴張して農作を奬勵ならしめんとする必要を認むるも當地方は畑地不足の爲め貸

與の希望もなく漸く構外三段二畝歩に於て少數の耕耘夫を使役するに過ぎざるも優に監獄需用の蔬菜を收穫し尚貯藏に堪え難きものは他へ賣却することあり若し夫れ少年監獄作業の主力を農業たらしめんと欲せば先つ耕耘地豐富の場所に其位置を轉ぜざるへからざるなり

又監獄の作業は概して晝間の終業早きに過き夕食時從て早く一般勞働者と餘りに權衡を得ざるのみならず就寢時に到りて空腹を感する嫌あるを以て戒護上支障なき限度迄晝の作業時間を延長せんことを計畫し本年二月よりは愈其實行を爲せり例へば五月より八月迄は午後六時を以て終業せしめ夕食入浴等の後選房するは午後七時なりとす而かも晝食時休憩は從來三十分なりしを一時間に增し食後工場外に出して日光に觸れしめ時に構内の花圃を逍遙せしむることもあり即ち六月は教育と體操三時間午食休憩一時間を控除するも晝間八時三十分就業する割合なり尤も五月より八月迄は夜間作業を課せず其他の月に一時間乃至二時間之を課するものとす

三、特殊の處遇附健康狀態

(い)　階級處遇制　英國の四人分類監階級處遇制を參酌し當局者の指導に依り大正二年一月より試みに實施しつゝあり成績は獨居中著しく刑の痛苦を感ぜしめ反省の念を起さしめ其效果確實なるのみならず作業の督勵上亦多大の利便あり行狀も自ら相譽め一日も早く上級に進まんとする思念あるを認むるも唯遺憾なる一事は獨居監房の不足なる爲め規定の期間内獨居拘禁に附することを得さるに在りとす幸ひ本年度に於て監房模樣替の認可あり不日新に四十餘個の獨居房を得るに到らは行刑上適切なる處遇を爲し得らるべしと信ず施行當時在監者の健康狀態に惡影響を及ぼせりと聽きしも現今何等顧慮すへき點を認めず

(ろ)　冷水摩擦と深呼吸　起床後浴場にて洗面せしめ引續き噴霧裝置より放下する冷水を頭上より全身に浴び乍ら摩擦する設備を爲し去る三月末より施行せしに從來各監獄に於て施行するものに比し好都合なるを認む摩擦終たらば廊下に整列して深呼吸を爲さしむるを例とす

(は)　靜座法　本年一月下旬よりは試みに就寢前約四十分間岡田式靜座法を爲さしめつゝあり其效果の精神狀態に及ぼす修養を助くるに到るは數年繼續して參座するにあらざれば顯著ならずと雖も彼等の言ふ處に依れば或は便通を宜くし或は起床時の精神爽快或は早く就眠し得るか如し幸ひ小丸教師は彼の岡田寅次郎先生に就て親しく參座せしことあり且つ多年の經驗を積めるを以て施行上の利便を有せり此頃或地方に於て靜座法は在監者の健康狀態に惡影響を及ぼせりとの說あるが如きは其原因他に存在せるものにして謬見耳を傾くるに足らざるなり

(に)　動作時限　教育及び作業の項に於て述べたりと雖も左に二三例を掲くべし

動作	三月	六月	十二月
起床	午前五時三十分	四時三十分	六時三十分
就業	自六時三十分至八時	自五時三十分至八時	自七時三十分至九時
教育	自八時至十時	同	自九時至十一時
體操	自十時至十一時	同	自十一時至正午
午食	自正午至午後五時	同	自正午至午後一時
終業	午後五時	六時	四時
還房	六時	七時	五時
手習及自習	自六時至七時	自七時至八時	自五時至六時
夜間作業	自七時至八時	課セス	自六時至八時
就寢喝號及靜座法	自八時至九時	同 上	同 上
就寢	九時	同 上	同 上
晝夜就業時間	六時三十分	八時三十分	四時三十分
夜	一時	———	二時

健康狀態　肺結核、疥癬及びトラホームは少年犯罪者の附屬的疾病にして東京方面より移監せらるる者の中十中五六は此等の帶患者にあらざれば收容不良者なりとす之れが爲め患者延人員增加するが如きも茲監中特發するもの少し昨年春頃一時健康狀態不良の狀況を呈せしも其後健康保持の爲め體育を勵行し食物獻立に注意せし結果近來著しく回復し來れり即ち本年五月末健康診斷の結果に依れば檢查人員百三十名の內其の體量入監時に比し增加せしもの百一名減少せし者二十九名にして其年齡別平均體量次の如し

	人員	入監時	現在
十五歲未滿	九	一二、〇四五	一二、八三二
十六歲未滿	一一、二一二	一二、二六五	一三、〇一二
十七歲未滿	一二、五二二	一二、七四八	一三、〇一二
十八歲未滿	一一、二一二	一二、二六五	一三、〇一二
十八歲以上	一一、二一二	一二、二六五	一三、〇一二
平均	一二、五二二	一二、七四八	一三、〇一二

四、釋放後の成績

釋放時の保護に就ては父兄親族に對して直接に又は警察官署若くは免囚保護會を介して照會し東京靜岡附近のものは成るべく保護者を召喚し其監督方を訓示して引渡し若し單獨歸住せしむる者あらば之を免囚保護會に託して停車場又は歸住地迄同伴せしめ到底引取人なき者にあらざれば免囚保護會に收容保護を託せず特に地方の者は誘惑多き東京橫濱に徘徊せしむるを好まざるに依り努めて鄕里に歸住せしむる方針を執れり次表は釋放後の經過成績なりとす同種類の監獄と比較の便なしと雖も其成績敢て佳良なりと云ふこと能はず吾人司獄の職に在るもの行刑の效果を十分に擧くることを得ざるは實に慚愧の至りに堪えざるなり

釋放後の經過成績

自明治四十四年五月三日
至大正三年五月三十一日

罪名	再監ニ再犯ニ陷ラサルモノヽ經過 一年以內	一年以上二年以上	計	再犯ニ陷リタル者ノ數	行衞不明者
竊盜	七二	四〇	一一九	七六	三八
強盜	九	七	一七	一一	一〇
詐欺	六	二	八	八	七
橫領	一〇	六	一六		二
贓物ニ關スル罪					
猥褻	一		一	一	
傷害	一		一	一	一
放火	五	一	六		
住居ヲ侵ス	一		一		
郵便法	一		一		
計	一〇〇	五三	一五三	九七	五八
百分比例	三一	一七	五一	三一	一八

三池通信

三池監獄にては歷代の典獄大概病身にして四人の使役場たる炭坑內巡視は稀に見る所なりしか當代清水典獄に至りては體力強健氣力旺盛にして赴任以來一年有餘苟も重要事件の發生せざる限り日々入坑せられ親しく囚人の使役の狀況を監視查察せらる元來當監獄は採炭業を主とし一般囚人は則ち採炭使役に從事せしめられあり使役場は東西三ヶ所に區劃し行程約五哩に渉たり採掘ヶ所殆んと三十餘ヶ所其他受負工事數ヶ所あり監督巡視の困難なる事想像より以上にして殊に身體の疲勞を感する事到底筆紙の能く盡す盡す所にあらす加ふるに炭坑內は四面暗黑にして咫尺も辨せず且途路甚だ險惡なり僅に依賴するものは提の安全燈あるのみなれば時として頭部を炭柱に打ち時として鐵網に足を拂はるゝ等のことあり殊に同坑は老朽炭にして動もすれば瓦斯爆發するの危險あるにも拘はらず清水典獄には毫も意に介せさるもの、如く率先して坑內に入り巡視監督せらるゝか故に職員は固よりのこと受刑者に至るまで只管典獄の精勵に感激するもの甚多く一般作業に勉勵するは勿論行狀を謹しみ違令犯行の事件は漸次減少し囚情頗に革新せるもの、如し畢竟清水典獄の精勵に基因せるものにして誠に躬行實踐の眞價多大なりと稱すべし云々。



彙報

●浦和監獄の職員圖書室　浦和監獄に於て職員の共有に係る圖書室の設備ある由は兼て聞く所なりしが今同監獄に就き詳しく之を聞くに書籍の種類は法律歷史教育心理倫理宗教社會文學哲學及犯罪監獄等の廣きに亘りて總計三百六十四册あり外に雜誌には法律新聞、兒童研究、心理研究、人性、性相學、警世、學生、實業の日本、人道、警察協會雜誌等の十種ありて之等をも合すれば藏書も比較的豐富なる由なるが閱讀者は常に絶へず平均十四五名を降らず又新に借入るゝもの最近一ヶ月間平均十五、六名あり其中重に閱讀せらるゝものは法律歷史宗教修身に關するもの多數を占むと尙將來有益なる新刊の書籍は可成之を購入し職務の研究竝に修養の資に供するは勿論現在行ひつゝある貸出法の外更に閱覽室を設けて休暇日若くは非番日等に於ける研究に便利を計る積なりと云へり

●受刑者同囚を斬て自殺す　小菅監獄掏禁中の山梨縣南巨摩郡增穗村千百四十五番戶平民殺人罪懲役二十年深澤豐一及び三重縣桑名町字新地九番屋敷平民竊盜罪懲役七年前田喜一郎の兩名は兼て不倫の關係を結びありしが本年四月廿八日豐一が喜一郎に對して醜行を挑みたるに喜一郎が之を拒みたるより端なくも兩人の間柄反目の狀態にありしが豐一は深く決心する所ありしものか客月四日午後十時二十分頃監房に於て同房囚の寢靜まりたるを窺ひ突然就眠中なる喜一郎の上に跨り兼て房内に持込みたる及渡り五寸八分の鋭利なる下駄工用の鼻回しと稱する双物を以て同人の咽喉部及頭部に斬り付け同囚が苦悶せるを視て反す手に自身も亦咽喉部を刺し兼て「兇行の已むを得ざるに出でたる旨及び自己の犯罪に係る述懷」等を認め置きたる紙製石盤を同房囚に投け與へて再び自己の臥床に入りたるが同人は既に頸動脈を切斷したるため死亡したるも被害者喜一郎は咽喉部の傷は重傷にして食道を損し居るも頭部の傷は輕傷にして治癒の見込ありと云ふ而して豐一が前記兇器を房内に持ち込みたる徑路に就て聞くに木片に墨汁を塗布して一見鐵の如く粧ひ柄と鞘とは眞物を用ゐ更に鞘より双物に懸けて三四回糸を卷きて結束し巧に鼠色の如く模造して他の器具と共に道具箱に排列し點檢の際戒護者を瞞着したるものにして之を房内に持ち運びたる方法は當日終業前双物の柄を除去し古手拭にて之を包みて懷中し工場の一隅に於て衣類着替の際監房衣長縞入の裏面腰部を綻にして其内に包藏したるものなりと云ふ。

●口論の末同囚を毆打す　新潟監獄掏禁中の原籍北海道膽振國虻田郡眞狩村字留壽都留平民竊盜罪懲役五年青木幸次郎は本年四月廿六日午後七時四十分頃房内に於て同房者湯本五助と些々たる事より口論を爲し幸次郎は甚しく激怒し突然便所の蓋を揮ひて五助の頭部を毆打し疾病休養二日を要する輕傷を負はしめた

り同人は直に新潟區裁判所檢事へ告發せられたる結果懲役八月の言渡を受けたりと

●製品を惡口せしとて同囚を傷害す　長野監獄松本分監掏禁中の受刑者長野縣南安曇郡高家村字眞ヶ部十四番地平民竊盜罪懲役七年松尾松市及び群馬縣吾妻郡坂上村字荻生八十七番地平民竊盜罪懲役八年小池正三の兩名は兼て同一の工場に就業中客月三日午前八時十分頃前記正三が松市の巻きたる管は不良なりと罵詈したるを恨み松市に機織器具の修繕に用ゆる小刀を潛めて正三の席に迫り突然同人の右眼瞼右頬部其他二ヶ所に治療三週間を要する傷害を加へたり加害者松市は直ちに松本區裁判所檢事に告發せられたる由

●衣服を濡らせしを怒りて傷害　福岡監獄掏禁中の受刑者山口縣佐波郡華城村二百五十七番屋敷平民持兇器竊盜罪懲役八年河内和三郎は客月六日午後一時三十分頃工場に就業中作業用の小刀を弄して同囚阪口小太郎に斬付け同人の前額部二ヶ所に疾病休業二週間を要する傷害を加へりと之が原因は當日食膳用の布巾洗濯の際小太郎が洗汁を飛散して和三郎の膕引の袴等を濡らしたるに由り和三郎は之を咎めたるに小太郎は一言の挨拶をも爲さず却つて言葉を反したるを憤怒し小太郎が上厠の爲め便所に行きたるを擁して遂に前記の兇行に及びたるものなりと

●刑事被告人の逃走　山口監獄岩國分監掏禁中の被告人筒井政吉は曩に脅迫恐喝被告事件に依り同監に入監中の處本年四月廿日岩國區裁判所の召喚に依り取調を受け裁判所附屬留置場の途次付添看守の隙を窺ひ突如腰繩を引き手操りて逃走せしを以て附添看守は直に追跡したるに裁判所を去る數丁の竹林中に遁竄したるも裁判所廷丁の應援を得て共力遂に逮捕せりと

●受刑者外圍を踰越逃走す　神戸監獄洲本分監掏禁中の幼年受刑者竊盜及橫領罪懲役二年山口彌一郎、竊盜罪懲役二年三月中野武夫、强竊盜罪懲役五年及懲役一年東生順吉の三名は同一工場に出役中共謀の上客月十一日午後四時二十分頃戒護看守の隙を窺ひ相携へて工場表口を脫出して病監東南隅の小窓に足を懸け屋室の屋根に登り板塀を踰越逃走せしを見張看守之を發見し急を報するや共に直に追跡して前記東生順吉、中野武夫の兩名は之を逮捕し得たるも獨り山口彌一郎は遂に踪跡を失したるを以て嚴密捜査の結果同囚が由良町方面に逃走せる形跡あるを發見し翌十二日午後八時頃同町に於て追跡の看守之を逮捕せりと

●刑事被告人の縊死　奈良監獄掏禁中の原籍大阪市南區日本橋壹丁目四、七六三番地大村太三郎は殺人未遂被告事件に依り客月五日同監に收監せられたるが同日午後四時頃自己使用の手拭及び帶を結合して之を居房裏窓高さ六尺の鐵格子に打懸け縊首し居りたるを受持看守發見し直に監獄醫の應急手當を受けしめたるも遂に蘇生するに至らざりしと

●受刑者の縊死　高知監獄中村出張所拘禁中の高知縣幡多郡東山村安並傷害罪徵役一年三木樽太郎は客年九月二十三日以來同監に於て刑執行中の所業て肺ヂストマ症に罹り療養中客月八日午前六時頃貸與の帶を監房扉の上部格子に結束して縊首し居るを發見し直ちに救急手當を加へたるも蘇生せざりき

●札幌監獄官舍の火災　札幌監獄に於ては客月十八日午前九時二十分頃同監附屬第三十五號官舍に居住せる看守堀内直三郎居宅屋上より發火し折柄の旱魃の爲め屋上柾板の乾燥せると恰も東南の烈風なりし爲め火焰猛烈にして職員以下極力消防に努めたるも其効なく遂に一棟五戸を全燒し同十時二十分鎭火せり發火の原因は同監演武場附屬浴場の煙筒より飛散せし火の子烈風の爲め該官舍屋上に落ち大事に至りたるものなりと

●廣島監獄の友僚樂部發會式　廣島監獄に於ては獄務の改善發達を期する目的を以て今回同監獄職員間に友僚倶樂部なるものを組織して毎月一回開會する事となり去る五月十日同監獄附屬官舍に於て發會式を擧行し同地高等師範學校教授文學士四晋一郎氏を招聘して精神修養並に監獄事業に關する有益なる講演あり盖し司獄官更の爲め稗益する所尠からざりしと云ふ當日の聽講者は實に百餘名にして頗る盛會なりしと因に同倶樂部に於ける盟約の概要は左の如し

一、友僚倶樂部は監獄官更相集まり職務上の研鑽を爲し監獄直接間接の事業に貢獻するを以て目的とす

一、前項の目的を達する爲め左の方法を執るものとす

（イ）名士の講話を聽くこと

（ロ）演說又は討論を爲すこと

（ハ）會員多數の意見を監獄當會に報告すること

一、二人以上會合懇談せんとするときは隨意集合することを得

集合者は參會名簿に記名し置くべし

但し會長の許可なく開宴するを得ず

一、集會時間は午前九時より午後十時を限りとす

●上田臺南監獄典獄の退官　臺灣總督府典獄上田孫三郎氏は夙て老練家の聞へありし人なりしが今回願に依り退官せられたり氏は十餘年來臺灣の監務に從事し勤功尠からざりしのみならず頗る部下の心服を得たる人なりしと

●免囚保護事業講習會　中央保護會に於ては昨年十月全國加盟出獄人保護會の代表者を東京に招集し協議會を開き引續保護事業講習會を開きたりしが其成績良好なるを認めたるを以て本年も秋季例々七日間の講習會を開催し斯業に關する智識の普及を計る由なるが講堂其他の都合に因り會員は一百五十名位に制限せさるを得さるに至るべしと云へり

●典獄會議　司法省に於ては夙に全國各控訴院長檢事長地方裁判所長檢事正を召集し會議を開催せられしに就き典獄會議も開かるべしとの風說ありしも何れ開催せらるゝには相違なかるべきも目下の處にては其時日未定なり多分秋季に開會を見るに至るべしと聞けり

●指紋押捺者ノ受刑事項異動報告ニ關スル件

司法省監甲第三九九號（大正三年五月三十日各監獄典獄宛監獄局長通牒）

恩赦ニ因リ指紋押捺者ノ受刑事項ニ異動ヲ生ジタルトキノ報告方ニ付テハ大正元年十月監甲第一六八號ヲ以テ及通牒置候處氏名索引及原紙取扱上ノ一部改有之候ニ付自今該報告書原紙氏名欄ノ上部ニ當該受刑者ノ指紋分類番號全部ヲ記入シ且ツ可成出獄年月日順ニ報告相成候樣致度此段及通牒候也

追テ指紋押捺者ノ死亡報告、受刑事項追加報告、氏名訂正報告其他指紋ニ關スル注意報告、又ハ照會書等ニモ亦自今當該受刑者ノ指紋分類番號全部ヲ記入シテ申報相成度併セテ申進候也

●看守被服調製標準ノ件

司法省監獄局監甲第三三三號　大正三年五月十一日　各監獄典獄宛監獄局長通牒）

看守被服調製標準ハ明治三十六年典獄會議指示事項第十三項竝ニ明治四十年四月監甲第一九二號通牒ヲ以テ定メ置候處需要物價ニモ異動アリ且ツ豫算々出標準モ變更シ旁右標準ニ依リ難キモノ有之候ニ付該指示通牒ハ取消候條自今配賦豫算ノ定額ヲ以テ御支辨相成度依命此段及通牒候也



叙任

任看守長兼司法屬　裁判所書記　宮瀬正義
小菅監獄詰監獄局詰ヲ命ス
給七級俸
依願免本官　典獄（奈良）　丹羽哲郎
任典獄　典獄補（巣鴨）　辻敬助
奈良監獄詰ヲ命ス
叙高等官八等
九級俸下賜
長野監獄詰ヲ命ス　教誨師（青森）　鵜見家空
任典獄補　看守長（宮城）　齋藤徳衛
長野監獄松本分監長ヲ命ス
叙高等官八等
七級俸下賜
橫濱監獄詰ヲ命ス　典獄補（長野）　關久之介
任看守長　看守（松江）　濱本馬藏
松江監獄詰ヲ命ス
給十級俸
任看守長　看守（水戸）　西郷民吉
水戸監獄詰ヲ命ス
給十一級俸　看守長（札幌）　田中登一
給七級俸
依願免本官　同（同）　金田久吉
給八級俸
依願免本官
札幌監獄詰ヲ命ス　看守長（巣鴨）　藤居虎
免兼官　看守長兼司法屬（巣鴨）　上野泰吉
任看守長　看守（山形）　都築正繁
宮城監獄詰ヲ命ス
給十一級俸　看守長（三池）　塚本八十松
給七級俸
依願免本官　看守長（長野）　三浦一三
弘前分監長ヲ命ス　同（青森）　三浦米丸
長野監獄詰ヲ命ス　同（十勝）　中村三千藏
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
依願免本官　同（青森）　吉村九一

會報

茶話會

客月十六日（第三土曜）午後二時より本會講堂に於て茶話會例會を開催せり講師は東京控訴院判事尾佐竹猛氏にして氏は「世界に於ける同性情交の沿革」と題し劈頭性慾は人生の大半を支配せるものにして之れが科學的研究の忽にすべからずと斷じ之を男女兩性に於ける同性間の情交に分ち東西古今に於ける男性的情交の沿革を概說して我國に逮ひ博く徵憑を古典に覓め或は史蹟に稽へて縱橫に論議し其考證の宏博なる滔々二時間に渉る演述なりしも毫も聽講者をして倦ましめず拍手に送られて降壇せられたるは午後四時なりき終了後別室に於て茶菓の饗應あり全く散會せしは午後五時頃なりき當日出席せられたる諸氏の芳名左の如し

小島耕一、森本岩松、大屋彌惣吉、石澤信次、福江一男、武藤勝次、西野十介、林豐、西村孝二、久米爲市、木本長次郎、山本作藏、菊樂與、非上清次郎、都筑正繁、高橋健、上山喜一郎、植草利三郎、北原金三郎、酒井豐太郎、米倉忠治、小野賀次、岡本秀次、御手洗清治、永井梅太郎、小林利吉、野口誠十郎、北岡重民、關直衛、風間權平、岡田秀忠、相德武助、吉野隆、堀池猪太郎、長坂賀翁、佐藤貞吉、江本松男、高橋久喜、遠藤休榮、井關房之助、宇田實、堤壯司、佐藤榮吉、青木清藏、四谷喜太郎、吉上源吉、鵜澤彌惣治、小川政吉、田中虎雄、齋藤春吉、山中菊四郎、松田勇之進、郡司源九郎、佐藤末吉、能美金五郎、後藤幾太郎、渡邊竹三郎、佐川友吉、松岡參重郎、南波久造、岡今朝春、鈴木秀雄、初見彌太郎、吉田森之助、田中金藏、林義右衛門、古賀熊彦、居川久一、多田庄野、入江藤一郎、田村常六、由村洪一、伊藤直、狩野忠衛、栗原千吉、永田豐、近藤多平、山本藤松、千葉運治、柴田常次郎、福田吉太郎、戸崎了性、山田他吉、柴田英之、佐藤諫美、小池博道、藤井憲照、栗山秀道、堀川實然、秋葉日慶、赤松脾雄、山田彌十郎、橋典仁、岡部弘覺、平松是信、秋庭正道、增子賢慧、勝水淳行、磐井宗成、武田慧宏、根本爲次、奥山源三郎、高坂堅造、山下重藏、君塚庄次郎、飯泉米藏、大島德治、柳田勘四郎、坂井列、上野泰吉、高木貞之、瀨藤義三、堀尾貫道、森口幸之助、秋山金吉、太田曆二郎、羽柴鴻之助、林定弘、仁科正枝、赤城一雄、山口智信、土居寬伸、渡部新平、長山始、秋元源次郎、黒田源太郎、島田榮造、伊藤俊光、加藤勝次郎、白井勇松、吉田久、眞木喬、谷田三郎

●地方部長の囑託及解除

本多理三郎

嘉南地方部長ヲ囑託ス

上田孫三郎

嘉南地方部長ノ囑託ヲ解ク

●加盟保護會名簿の正誤及追加

頁	段	行	誤	正
一五頁	三段	六行	有馬郡三田町有馬郡役所内	有馬郡三田町正覺寺内
九頁	六段	二行	社團法人	財團法人
一頁	二段	十行	日蓮宗慈濟會	日蓮宗東京慈濟會

靜岡縣佛教慈善聯合保護會加入岳南保護會は前會長より本年二月四日附を以て同會事業を靜岡縣駿東郡各宗寺院に引繼ぎたる旨通知に接したるを以て一先解散と看做し名簿より削除したりしが其後同會は尚存續し居りて事務所を駿東郡沼津町本字下河原妙覺寺に置き佐久間眞應氏理事の職に就き直接竝に間接の保護を爲し居る趣通知ありしを以て加盟保護會名簿に之を追加す

●加盟保護會會長更迭

京都府何鹿郡佛教同盟會々長　立身禪燈

德島市德島授産會　同　遠藤恭三郎

久留米市肥後慈恕會　同　川上親晴

千葉縣佛教四恩會　同　浦崎敎遵

三重縣保護會　同　馬淵鋭太郎

●加盟保護會事務所移轉

京都府何鹿郡佛教同盟會　移轉先　何鹿郡吉見町清綏寺

岡山縣明德會　同　岡山市大字瓦町隆涼寺

同　川上郡佛教同盟團　同　川上郡中村觀音寺

東京府日蓮宗東京慈濟會　同　北豐島郡日暮里町字谷中本四四五

靜岡縣佛教慈濟會　同　靜岡市研屋町顯光院

愛媛縣越智郡福田會　同　越智郡今治町幡勝寺

宮城縣佛教廣濟會　同　刈田郡白石町常林寺

千葉縣佛教四恩會　同　夷隅郡御宿町字六軒町音敎寺

政宮業便覽

東京書院編纂

上卷　四六版　八百頁
下卷　上下二冊　定價壹圓拾錢
（送料一冊金八錢）

目次

上卷

▲總則●資本●商品●商品の構造●店前裝飾●通信販賣●外國人の待遇法●賣買と現金賣●商品の包裝●世界商業●重要輸出入品及其販賣●商業家の心得●事業成功の秘訣

▲各論●鹽節物●絲商●綿商●金物商●和洋紙商●茶商●魚商●玩具商●醬麥商●運送店●鞄商●蒲鉾商●時計商●洋傘商●紙具商●球突場營業●貸人力車業●煙草賣捌業●豆腐商●疊表●ペンキ塗請負業●理髮店●米穀商●髮包商●料理店●鰹子商●履物商●貸夜具蒲團業●博物標本業●賣藥商●和小間物商●洋小間物商●和洋化粧品商●足袋商●洋服裁縫業●漬物商●乾物商●菓子商●振入窯業●貸席業●寄席營業●貸自働車業●地所家屋賣買周旋業●鵜料理店●罐詰及洋食料品商●蕎豆商●煎豆商●鉄餅及煎餅商●團子屋●駄菓子商●家具商●看板師●紙屑商●硝子空壜商●紙袋商●紙問商●板金商●傘提灯商●桶商●染物商●硝子商●花商●養鷄業●バー（酒場）●馬具商●塗料商●喇筒商●度量衡器販賣業●印刷業●倉庫業●保險業●株式仲買業●請負業●金貸業●洋紙商●和洋樂器商●醫科機器具商●貸座敷業●活動寫眞業

▲總則●仕入●商品鑑定法●商店内部の設備●廣告●顧客吸收法●信用●商品の荷造●商業事務の整理●外國貿易●取引所及其用語●商店員心得●商業上の秘密

下卷

▲各論●酒商●植木商●風入口入業●待合業●鷄肉商●鷄卵商●下宿業●藝者屋業●結婚媒介業●劇場經營●古着商●袋物商●鉄力細工業●古金物商●蒲團蚊帳商●文房具商●古本商●古道具商●見布商●蒟蒻商●吳服太物商●鍍金所●電氣瓦斯機械器具商●點燈業●電話賣買業●天ぷら屋業●青物商●飴商●洗張湯屋斗業●荒物商●油蠟燭商●砂糖商●材木商●牛豚馬肉商●牛乳商●煙管商●金銀箔商●金庫商●銀行業●牛乳搾取業●湯屋營業●莫大小製造業●眠鏡商●鍍金業●めしや業●水菓子商●味噌醬油商●ミルクホール●質商●新聞賣捌店●信託業●汁粉屋●數物商●自轉車業●寫眞師●鹽魚商●漆器塗物商●薪炭商●書畫骨董商●新聞發行所●書籍雜誌商●繪草紙繪はがき商●ビルブローカー業●前餅商●清涼飲料水製造業●西洋洗濯業●石材商●瀬戸物業●石炭商●四料洋理店●石鹼製造業●製版業●セメント商●漬物業●鰯屋●鮑商

以上目錄に掲ぐる一百六十種の各營業に渉り内外表裏より調査したる最新の材料に基き極めて平易簡單に說述したるを以て新たに開業し兼業し又轉業せんとする人々の顧問者たるのみならず現在各自の營業と本書に記述する事項とを對照し其經營の得失を考案し或は他の營業の利益幸なを見て我利益標準を增加する研究材料となす等一般實業家諸君參考の珍書也希くは一讀の勞を賜んことを

發行所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院　電話番町二十一番　振替口座東京七九八三番

醫學博士　片山國嘉先生緒言
醫學士　石原修氏著　（全一冊）

衛生學上ヨリ見タル 女工之現況

著者石原醫學士は自から全國各工場に就き、親しく女工の健康狀態を精査し以て工場衛生法を研究したる其結果を玆に公表せられたるものなり
其檢索の周到にして論議の正確なる眞に我國工業衛生上に稗益する處、甚大なるべきを信す、是れ本會が大方に頒ちて女工の現況を知らしめ、工業、工場衛生法の實施が如何なる緊急なるかを世人に警告せんか爲めに發兌せし所以なり。

定價金四拾錢
郵稅不要
着金次第發送

發行所　國家醫學會
東京市本鄉區元富士町一番地
電話下谷四四三番
振替口座東京三五〇〇番

大場法學博士校閱　根本顯太郎著

指紋法解說

著者ハ多年監獄局ニ在勤シ指紋事務ニ精通セルモノニシテ本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ說述セルモノナレハ實務家ノ好指針タルハ勿論指紋法研究ニ從事スル人士ヲ益スル所アルヤ明カナリ
法學士　廣中佐兵衛述

菊版百五十八頁
插圖百九十五個
實費郵稅共　金三拾六錢

貧民制度並ニ救濟事業

著者ハ多年意ヲ社會救濟事業ノ研究ニ潜メ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ本書ヲ編述ス本邦未タ救濟事業ニ關スル著書ニ乏シキ此際必スヤ讀者ヲ稗益スル所勘カラサルヘシ
右兩書ハ本會此種智識ノ普及ヲ圖ル爲メ特ニ實費ヲ以テ同好ノ士ニ頒ツ

菊版百三十五頁
實費郵稅共　金貳拾四錢

發行所　監獄協會
東京市麹町區西日比谷町一番地
電話新橋一三六八番
口座番號東京二五〇五九番

會費ヲ振替貯金ヘ拂込マルヽ場合ノ注意

口座番號	東京貳五〇五九番
加入者氏名	監獄協會

大正三年六月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京府豐多摩郡大久保町大字西大久保三百七拾番地　伊藤俊光

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區下六番町十七番地　同勞舍

發行所　東京市麹町區四日比谷町壹番地電話新橋壹參六八番　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院

（監獄協會雜誌第貳拾七卷第六號）（大正三年六月二十日發行每月一回二十日發行）